

新城市高齢者福祉計画

～私らしさと安心を皆で支え合う「山の湊」しんしろ～

平成30年3月

新 城 市

目次

| | | |
|------------|----------------------------|----|
| 第1章 | 計画策定にあたって | 1 |
| ■ 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| ■ 2 | 介護保険者の統合 | 2 |
| ■ 3 | 計画の位置づけと期間 | 3 |
| | | |
| 第2章 | 市の現状と将来予測 | 5 |
| ■ 1 | 総人口・世帯等の推移状況 | 5 |
| ■ 2 | 地区ごとの状況 | 9 |
| ■ 3 | 要介護等認定者数及び認定率 | 10 |
| ■ 4 | 認知症高齢者の実態と推計 | 12 |
| | | |
| 第3章 | 市民等のニーズ | 14 |
| ■ 1 | アンケート調査..... | 14 |
| ■ 2 | 高齢者等実態把握調査結果 | 14 |
| | | |
| 第4章 | 地域包括ケアシステムの構築 | 19 |
| ■ 1 | 地域包括ケアシステムとは | 19 |
| ■ 2 | 東三河全体の取り組み | 20 |
| ■ 3 | 新城市の取り組み | 22 |
| | | |
| 第5章 | 基本理念と施策体系 | 23 |
| ■ 1 | 基本理念と基本目標 | 23 |
| ■ 2 | 施策体系図 | 24 |

| | |
|----------------------------|----|
| 第6章 基本施策の展開 | 26 |
| ■ 1-1 健康づくり・介護予防活動の推進..... | 26 |
| ■ 1-2 社会参加・生きがい活動の推進..... | 32 |
| ■ 2-1 働く機会の創出..... | 40 |
| ■ 2-2 自立支援活動の推進..... | 43 |
| ■ 3-1 高齢者福祉サービスの推進..... | 53 |
| ■ 3-2 認知症施策の推進..... | 77 |
| ■ 3-3 安全・安心のまちづくりの推進..... | 80 |
| | |
| 資料1 介護保険事業計画 | 84 |
| | |
| 資料2 計画の進行管理 | 87 |
| | |
| 資料3 策定体制・策定経過 | 88 |
| | |
| 資料4 用語説明 | 92 |

第1章 計画策定にあたって

■1 計画策定の趣旨

わが国は、世界でも類を見ない超高齢社会に突入しており、高齢者数の増加に伴い、医療や介護といった社会保障費の増大、介護従事者の不足など、高齢者や家族を取り巻く様々な問題が山積しております。

平成12年度にスタートした介護保険制度は、住民生活を支える重要な制度として広く浸透しておりますが、今後も持続可能なものとして次世代に引き継いでいくためには、中長期的な視点に立ち、行政のみならず地域の主体性に基づく相互扶助的な活動や、近隣の見守り・支え合いといったインフォーマルなサービスを取り入れながら支援体制を構築していくことが重要です。

このような状況の中、厚生労働省は、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を見据え、身近な地域で医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステムの構築」を進めていく方針を打ち出しています。

このような社会情勢の変化や今後の高齢化への対策をより一層推進するため、『私らしさと安心を皆で支え合う「山の湊」しんしろ』を基本理念とし、高齢者が元気に社会参加でき、地域の連携と支え合いの中で尊重され、尊厳をもって自立した生活が送れることを、本市が目指すべき高齢者保健福祉の基本的な目標と定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に「新城市高齢者福祉計画」として策定しました。

なお、平成30年度から東三河8市町村で保険者を統合し、「東三河広域連合」で介護保険事業を運営していくため、本計画では、本市における高齢者福祉における方向性及び施策等を定めるとともに、平成26年度に策定した「第6期新城市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」における基本的な方針を踏襲し、国の動向や社会情勢を踏まえ、高齢者福祉のさらなる推進を行います。

■2 介護保険者の統合 ※東三河広域連合介護保険事業計画より抜粋

(1) 保険者統合の背景

介護保険制度が高齢者を支える制度として定着しながらも、急激な高齢化の進展による介護給付費の増加をはじめ、介護の現場を支える人材の不足や施設の入所待ちなど、全国的な問題として克服すべき課題が多い状況であり、安定した介護保険基盤の整備をはじめとした対策が求められています。

東三河地域においては、今後10年間で総人口は約5万人減少するものの、65歳以上の高齢者人口は約1万人増加する見込みです。市町村別では、新城市・設楽町・東栄町・豊根村などの中山間地域において、概ね3人に1人が高齢者となる見込みです。また、豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市などの都市部においては、概ね4人に1人が高齢者となる見込みです。

このような状況のもと、介護保険制度の運営主体となる市町村においては、多様な生活支援サービスの充実強化、地域医療と介護の連携強化、認知症施策の推進、住まいの確保などの課題について、地域の実情に応じた対応が求められています。

これらの課題を解決するためには、地域のさまざまな資源を有効に活用することが不可欠であり、市町村の垣根を越え、地域資源を効果的に活用することが何よりも重要になります。また、多岐にわたる介護保険事務の効率的な処理をはじめ、安定的な財政基盤の構築、広域的なサービス提供体制の確立を東三河が一丸となって取り組むことが必要になります。

このため、東三河広域連合では、東三河地域における介護サービスに関する課題に地域全体で対応していけるよう、介護保険者を統合するものです。

(2) 保険者統合の効果

広域連合化により介護サービス水準の維持・向上や介護基盤の安定が図られるなど、保険者統合による事業効果が期待されます。このため、広域連合化による事業効果を最大限得られるよう、保険者統合後も引き続き構成市町村と緊密に連携し、より質の高い介護サービスの提供に向けた取り組みを推進します。

介護サービス水準の維持・向上

- ・介護サービスの選択肢の拡大
- ・介護認定審査期間の短縮
- ・介護給付費等の適正化 など

介護基盤の安定化

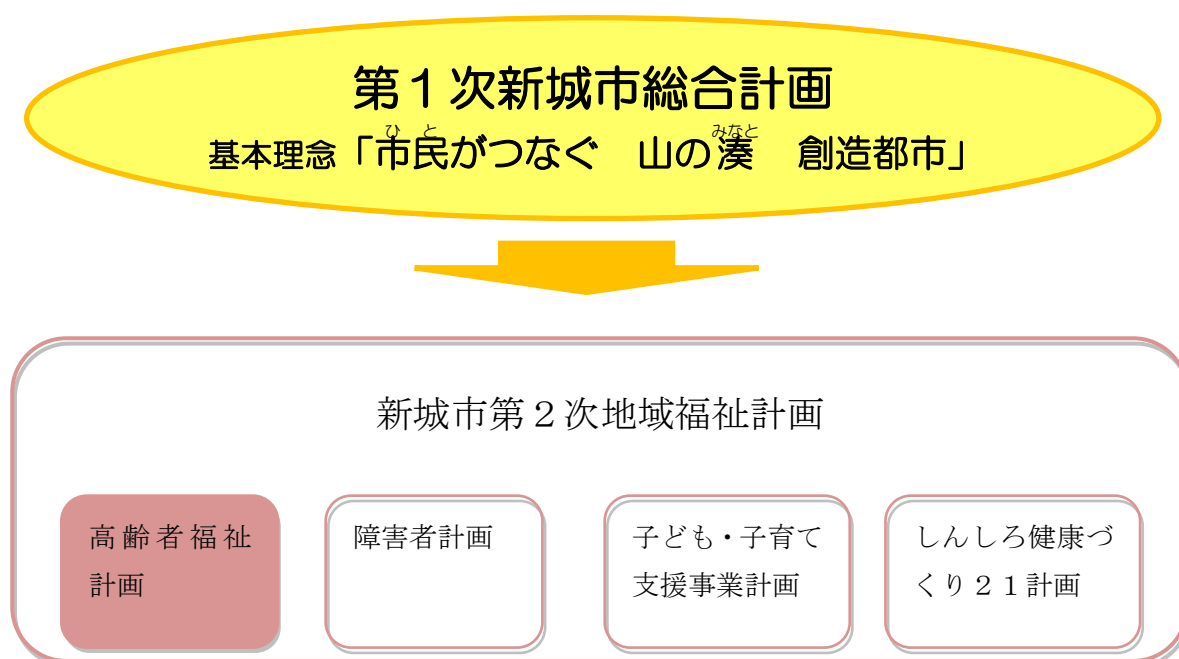
- ・事務の効率化による経費の縮減
- ・保険財源の安定化
- ・広域的な調整によるサービス基盤の整備 など

■3 計画の位置づけと期間

(1) 位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき策定するものであり、介護保険法（平成9年法律123号）第117条の規定に基づき東三河広域連合が策定する「介護保険事業計画」と一体性を持ちながら策定します。

また、本計画は、「第1次新城市総合計画」や「新城市第2次地域福祉計画」等の上位計画やその他関連計画をはじめ、県の関連計画等との整合性を図りつつ策定します。



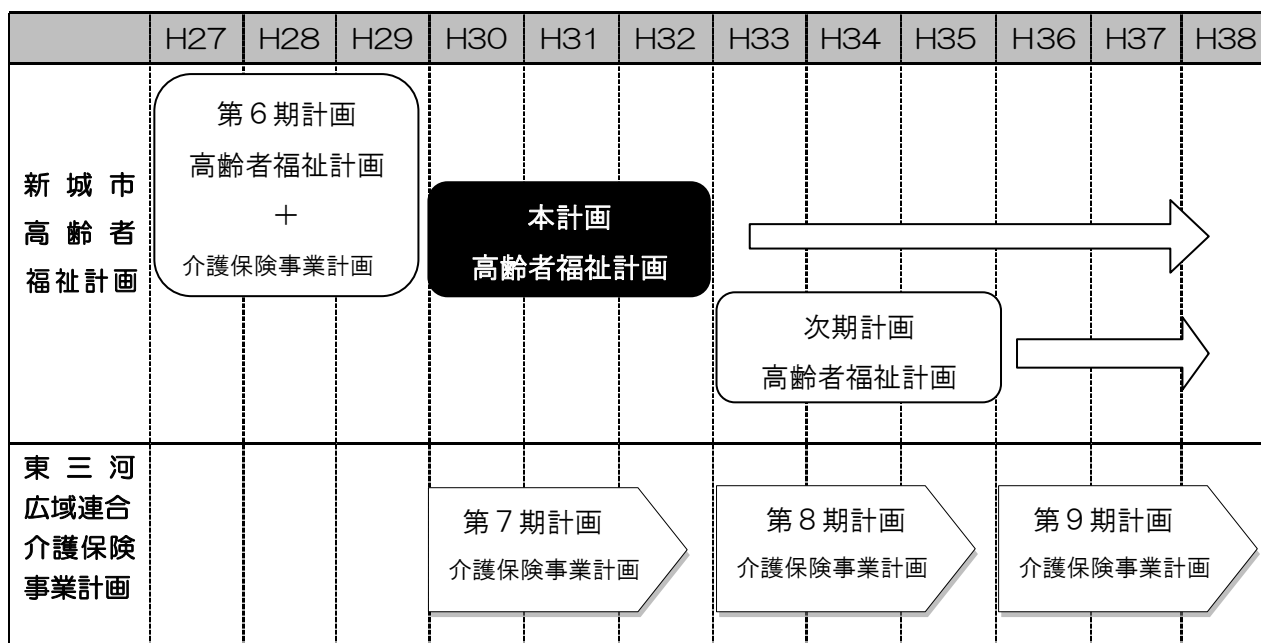
本市の総合計画は、将来像「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」を実現するために、4つの基本戦略を定めています。

基本戦略のひとつである「安全・安心の暮らし創造」は、少子・高齢社会を支える地域包括ケアの確立や高齢者・障害者の社会参加の促進、地域内相互扶助体制の整備、大規模地震等に対する防災対策等、安全・安心の地域社会を目指したものであり、本計画が目指すべき方向性でもあります。

また、地域福祉計画においては「地域の困りごとは地域のみんなで解決！ 山の湊 しんしろ 福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、身近な困りごとを解決するネットワーク力の向上を図り、誰もが自分らしく、安心して幸せに暮らしていけるまちづくりに取り組んでいます。

(2) 期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、団塊の世代のすべての方が75歳以上となる平成37（2025）年を見据えた内容とします。



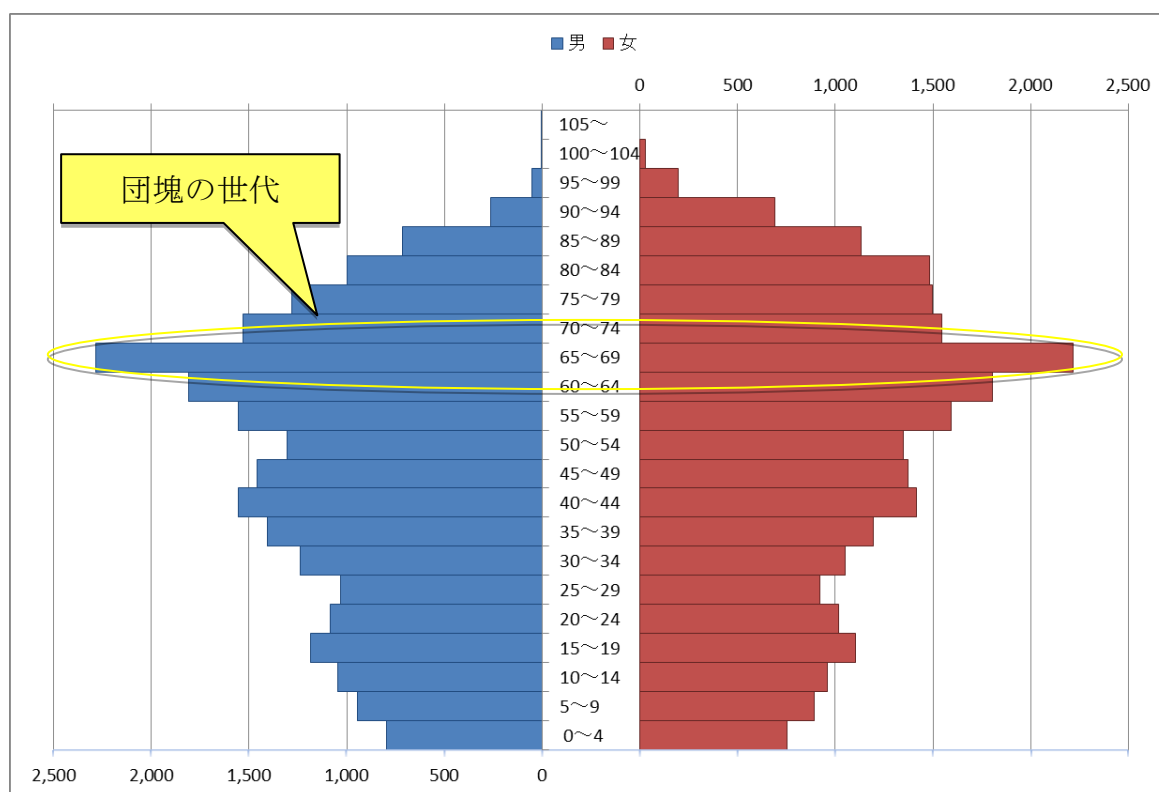
第2章 市の現状と将来予測

■1 総人口・世帯等の推移状況

(1) 総人口の推移と高齢化率の推計

① 新都市人口ピラミッド

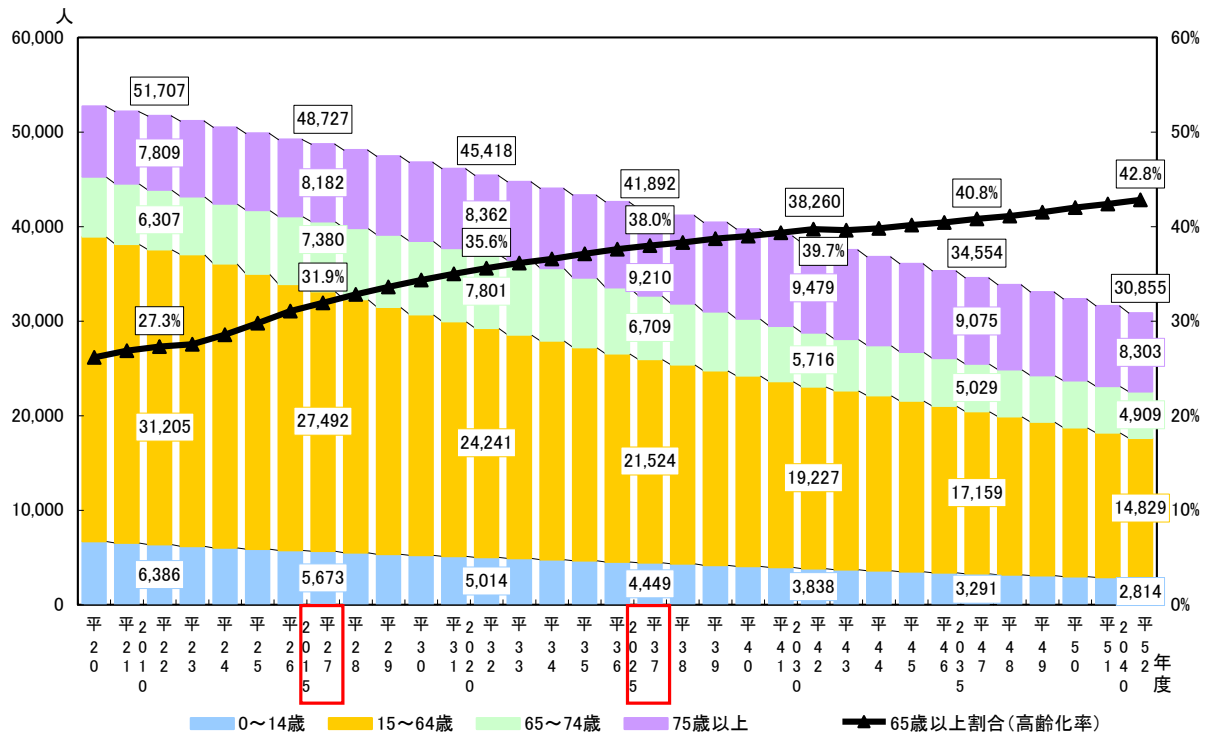
平成29年4月1日現在



第1次ベビーブームと言われる団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）の方が65歳以上の高齢者になり、高齢者人口が多くなっていく中で、支え手となる労働生産人口が少ない、少子高齢化の典型的な「つぼ型」になっています。

② 総人口と高齢化率の推移と推計

平成37年度（2025年度）： 高齢化率38.0%



新城市の総人口は減少傾向で、高齢者人口は平成27年度（2015年度）～平成32年度（2020年度）頃にかけては横ばい、その後平成37年度（2025年度）にかけて減少していきます。75歳以上は平成42年度（2030年度）以降減少していきます。15歳から64歳の人口減少は著しく、高齢者を支える担い手、支え手が不足することがうかがえます。

全体の人口が減少する中で、高齢化率は上昇し続け、平成27年度（2025年度）の31.9%から、平成37年度（2025年度）は38.0%、平成52年度（2040年度）は42.8%に上昇し続けることが予想されています。

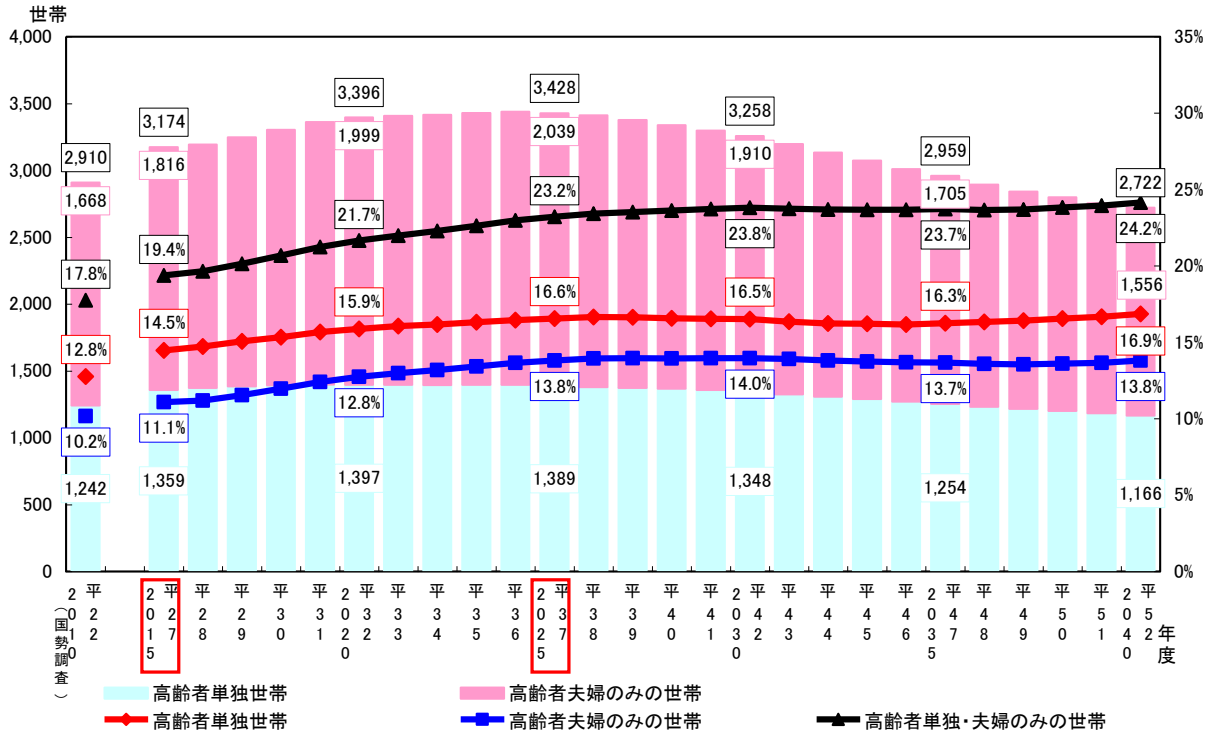
また、65歳以上の高齢者人口の推移では、平成37年度（2025年度）より手前でピークを迎えると予想されています。

(2) 高齢者世帯の推移と推計

① 新都市の高齢者単独世帯及び高齢者夫婦のみ世帯の推移・推計

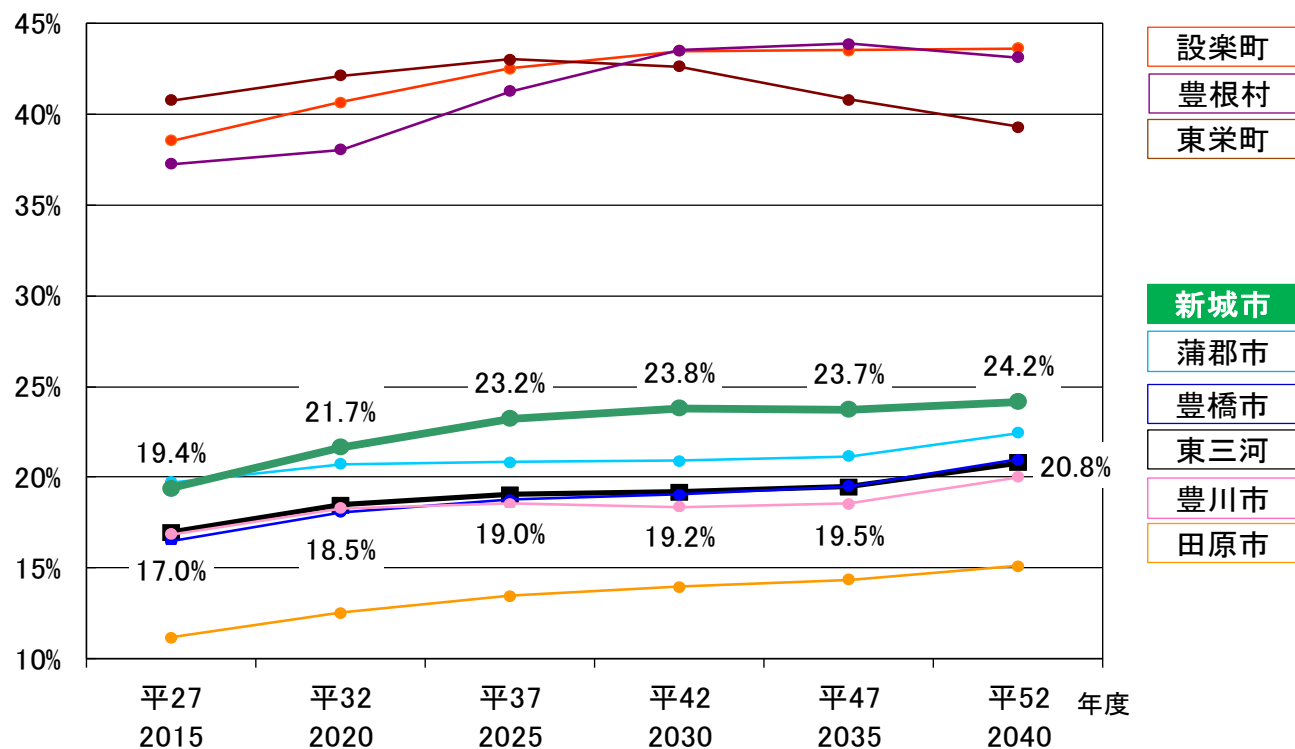
平成37年度（2025年度）高齢者単独世帯割合：16.6%

高齢者夫婦のみの世帯：13.8%



高齢者世帯数の推移では、高齢者単独世帯数は平成32年度（2020年度）から平成37年度（2025年度）にかけては減少していきませんが、平成37年度（2025年度）頃、高齢者のみ世帯数のピークを迎えると予想されます。

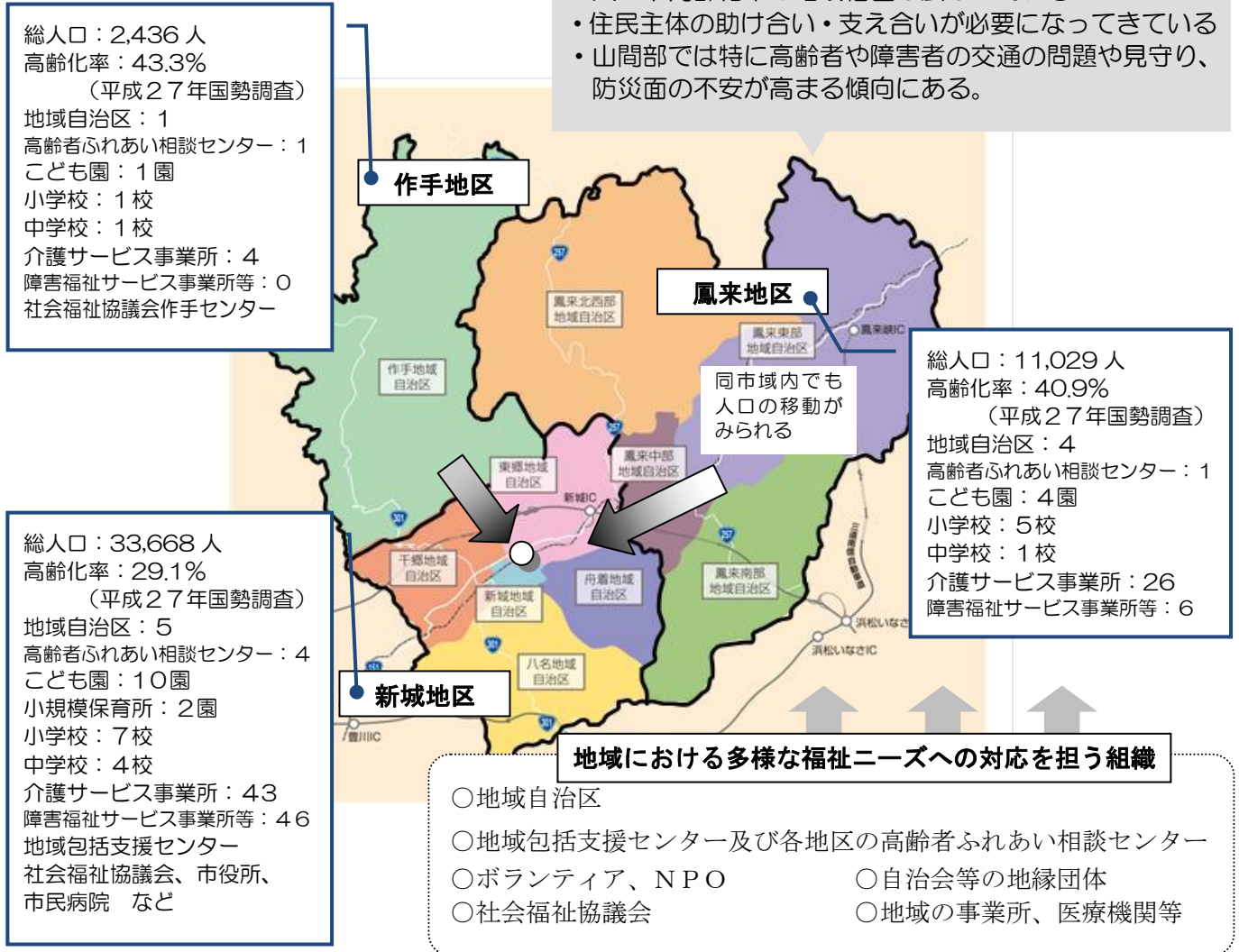
② 高齢者単独世帯及び高齢者夫婦のみ世帯の推移・推計（東三河広域連合比較）



平成27年度（2015年度）の19.4%から、平成37年度（2025年度）は23.2%、平成52年度（2040年度）は24.2%に上昇すると予想されます。

■2 地区ごとの状況

新城市における各地区の状況



| 平成27年 国勢調査 | 新城市 | 新城 | 千郷 | 東郷 | 舟着 | 八名 | 鳳来 中部 | 鳳来 南部 | 鳳来 東部 | 鳳来 北西部 | 作手 |
|---------------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|----------|----------|----------|-----------|-------|
| 総人口 | 47,133 | 6,756 | 11,343 | 9,031 | 1,487 | 5,051 | 3,088 | 1,700 | 3,566 | 2,675 | 2,436 |
| 65歳以上 | 15,371 | 2,078 | 2,963 | 2,624 | 526 | 1,615 | 1,004 | 679 | 1,478 | 1,349 | 1,055 |
| 高齢化率 | 32.6% | 30.8% | 26.1% | 29.1% | 35.4% | 32.0% | 32.5% | 39.9% | 41.4% | 50.4% | 43.3% |

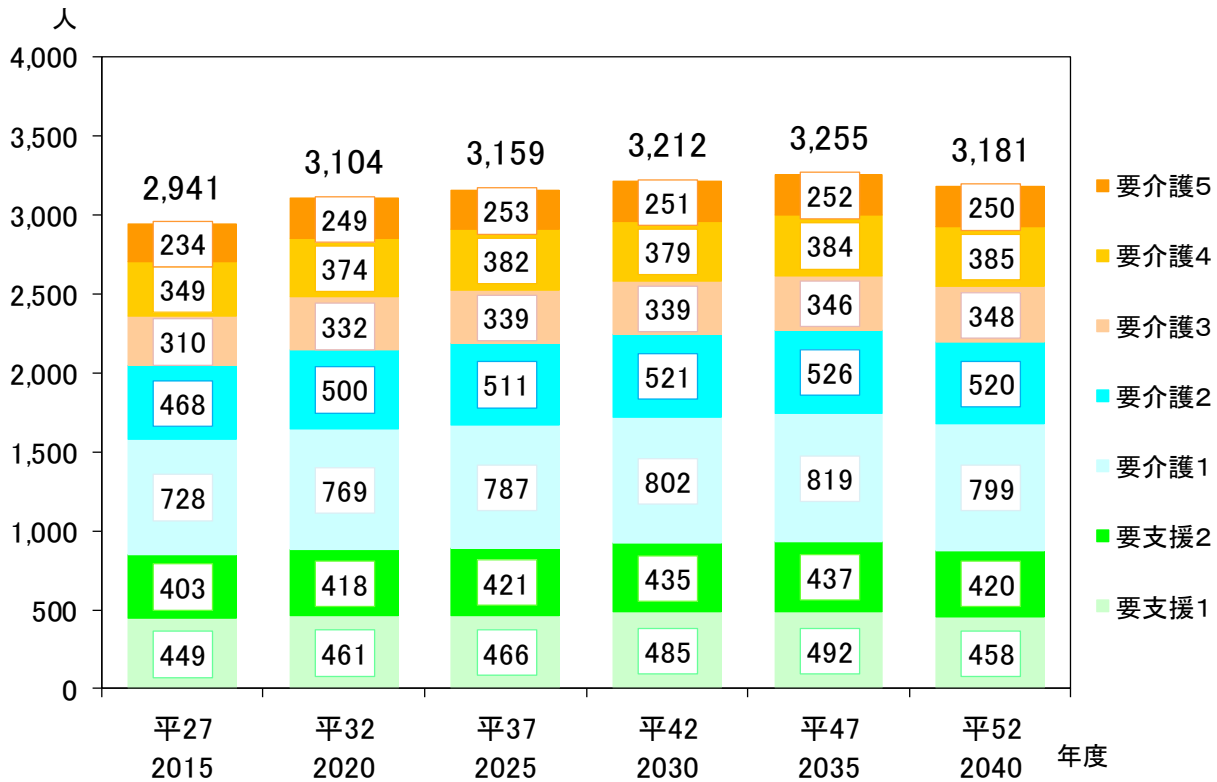
新城市では、地域ごとの異なる課題に対し限られた財源を効果的に活用するための制度として「地域自治区制度」を導入し、10の地域自治区に区分けしています。

※舟着地域では、「地域見守りネットワークプロジェクト」のためのアンケート実施を行うなど、地域福祉の推進に向けた活動を行っている例もみられます。

■3 要介護等認定者数及び認定率

① 要介護認定者数（第1号・第2号被保険者）

介護保険事業状況報告より、平成27年9月30日現在、いずれも推計値

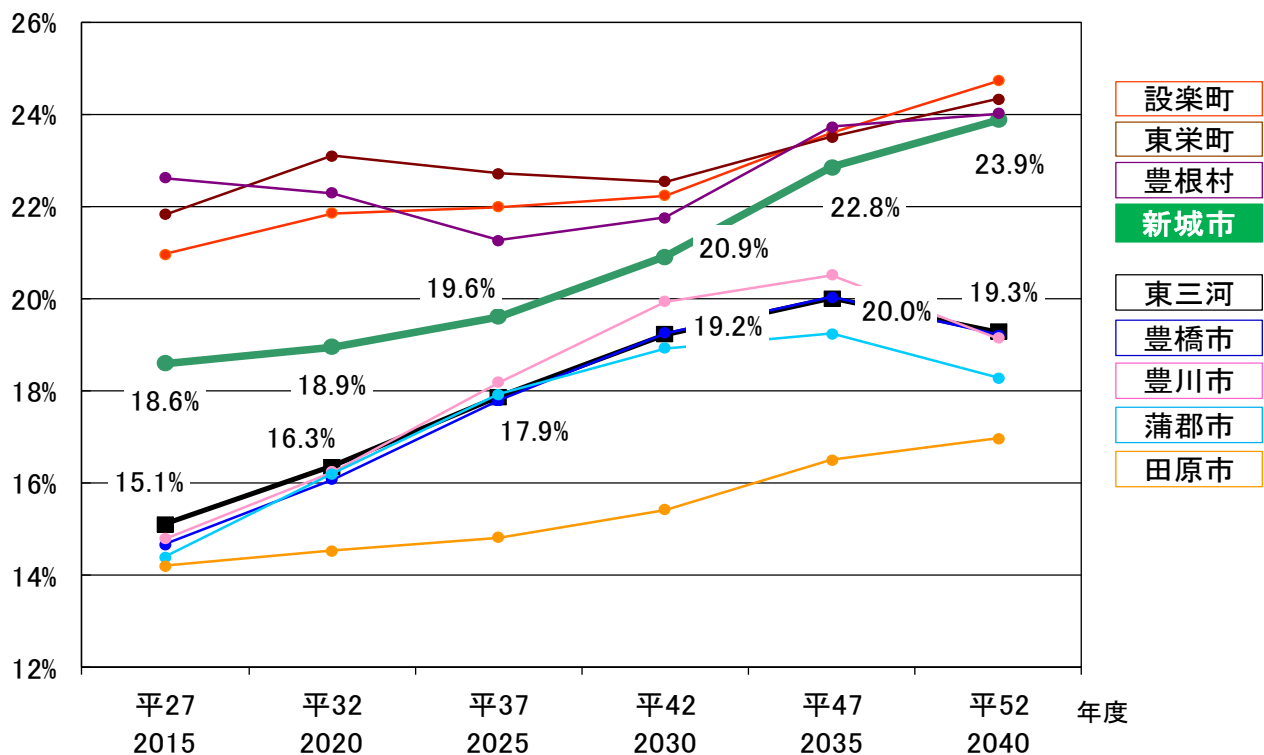


新都市の要介護等認定者数は、平成27年度（2015年度）の2,941人から、平成37年度（2025年度）は3,159人、平成47年度（2035年度）にピークの後、平成52年度（2040年度）は3,181人に減少していくことが予測されます。

要介護度別にみると、特に軽度（要支援1～要介護1）の認定者が増加しています。

② 要介護認定率（第1号被保険者）

介護保険事業状況報告より、平成27年9月30日現在、いずれも推計値

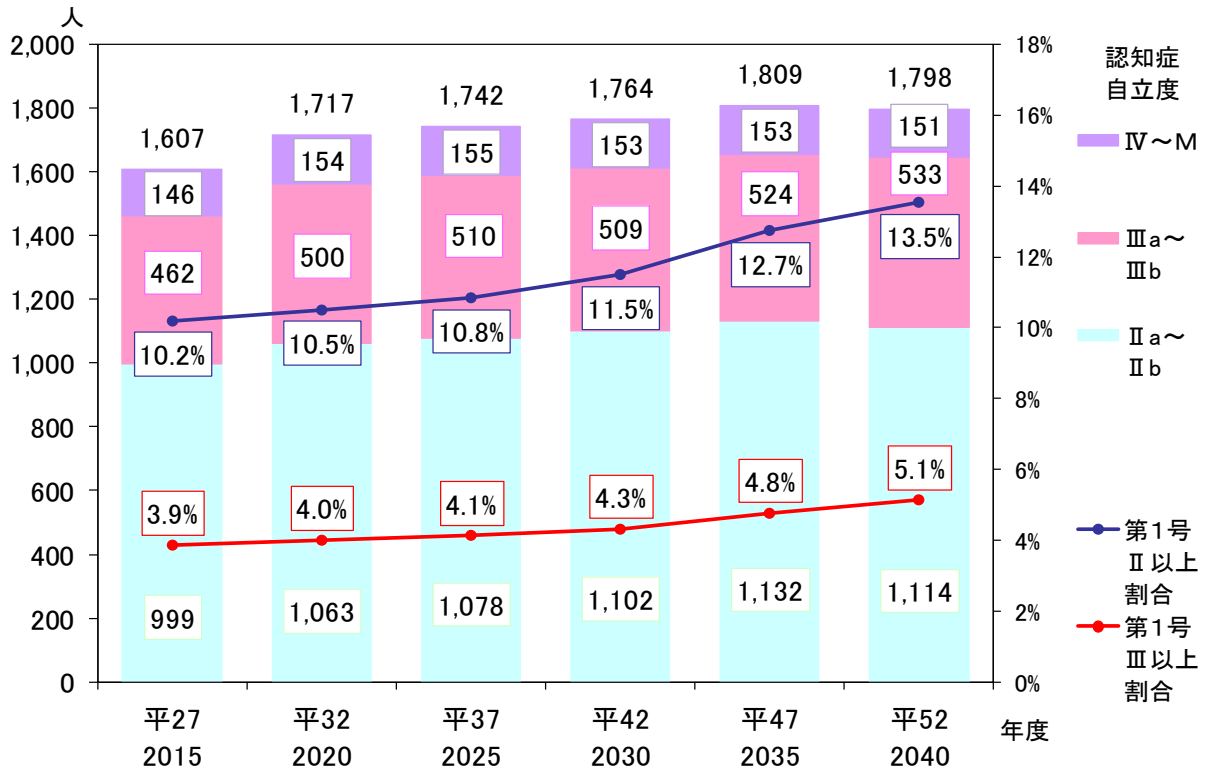


平成27年度（2015年度）の18.6%から、平成37年度（2025年度）は19.6%、平成52年度（2040年度）は23.9%と上昇が予測されます。

■4 認知症高齢者の実態と推計

① 認知症者数（第1号・第2号被保険者）

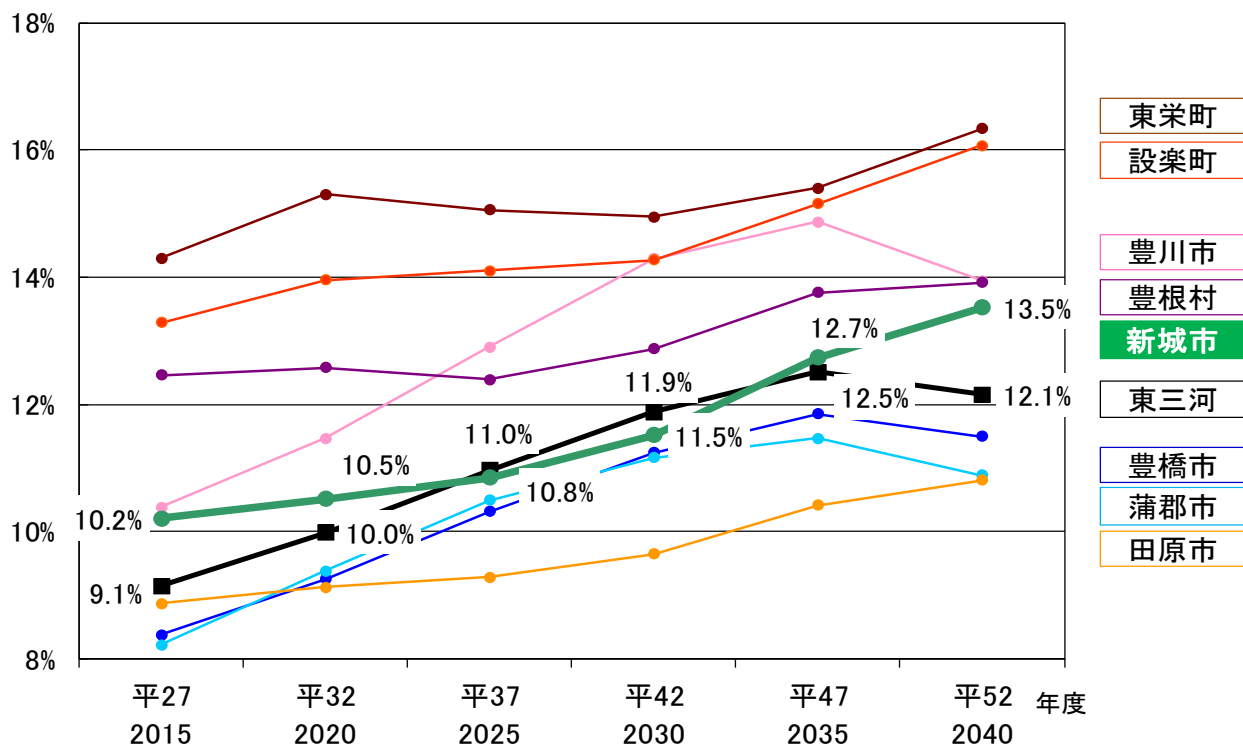
要介護認定者情報より、平成27年9月30日現在、いずれも推計値



平成27年度（2015年度）の1,607人から、平成37年度（2025年度）は1,742人、その後は微増傾向で、平成52年度（2040年度）は1,798人と予測されています。

② 認知症高齢者割合（認知症自立度Ⅱ以上）

要介護認定者情報より、平成27年9月30日現在、いずれも推計値



平成27年度（2015年度）の10.2%から、平成37年度（2025年度）は、11.0%、平成52年度（2040年度）は13.5%に上昇すると予測されています。

第3章 市民等のニーズ

■1 アンケート調査

本調査は、東三河広域連合が実施した市民意識調査（平成28年4月26日～5月13日）を活用するとともに、地域福祉計画見直しのための市民アンケート調査（平成29年8月4日～8月21日）も参考に市民等のニーズ・現状把握を行いました。

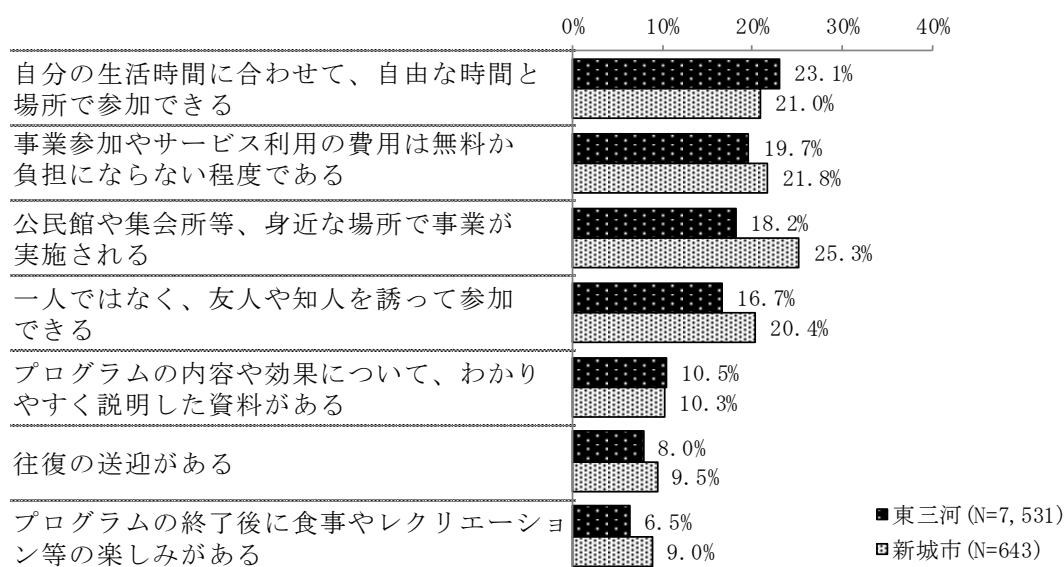
●回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の読み取り文、グラフ、表においても反映しています。

●図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

■2 高齢者等実態把握調査結果

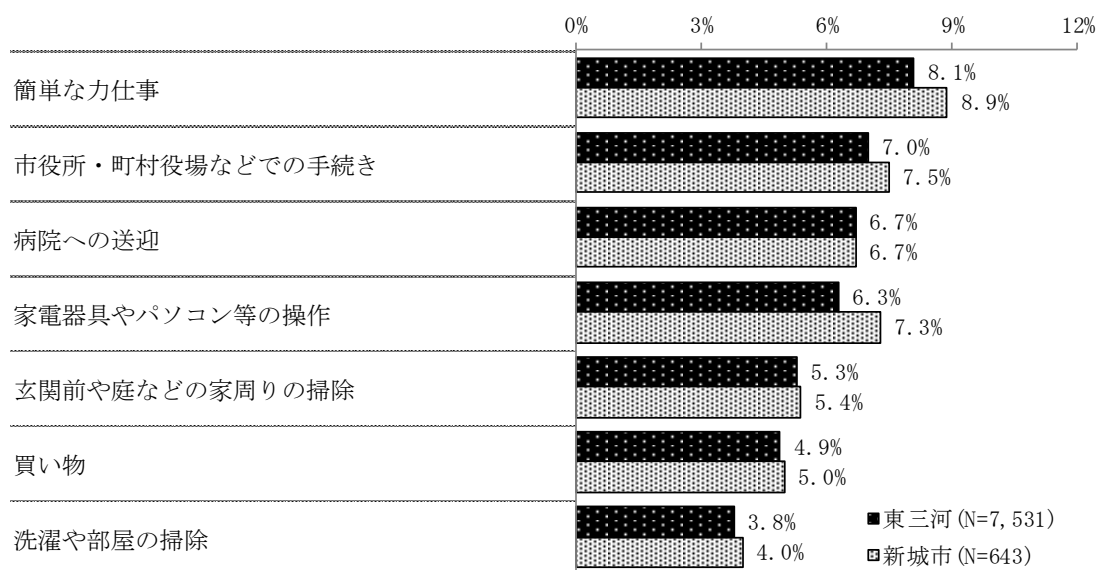
（1）介護予防

介護予防活動の参加条件としては、「公民館や集会所等、身近な場所で事業が実施される」が東三河全体より高く、「事業参加やサービス利用の費用は無料か負担にならない程度である」「一人ではなく、友人や知人を誘って参加できる」「プログラムの終了後に食事やレクリエーション等の楽しみがある」もやや高くなっています。（上位7肢）



(2) 生活支援

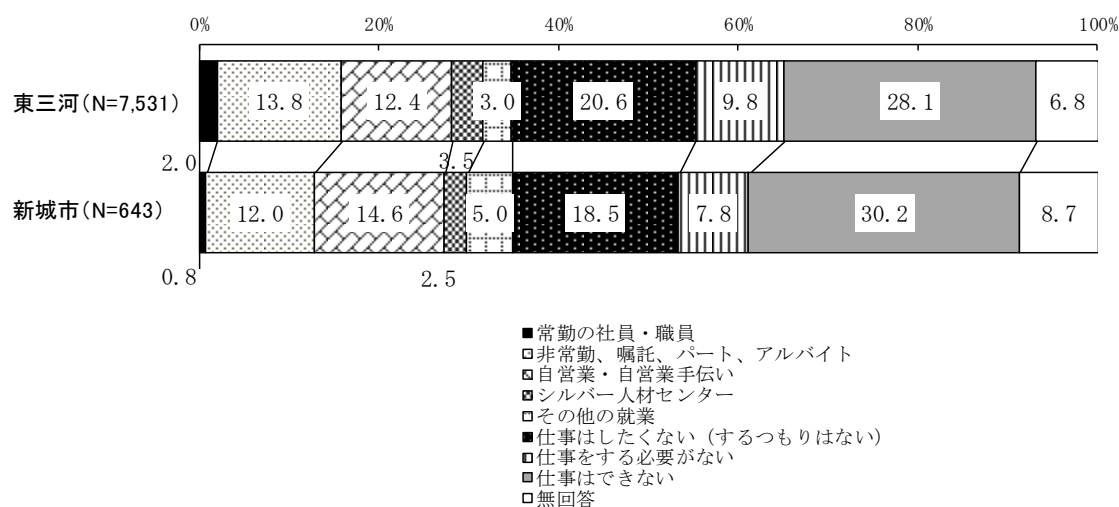
普段の生活で助けて欲しいこととしては、「簡単な力仕事」「家電器具やパソコン等の操作」が東三河全体よりやや高くなっています。(上位7つ)



(3) 就労意向

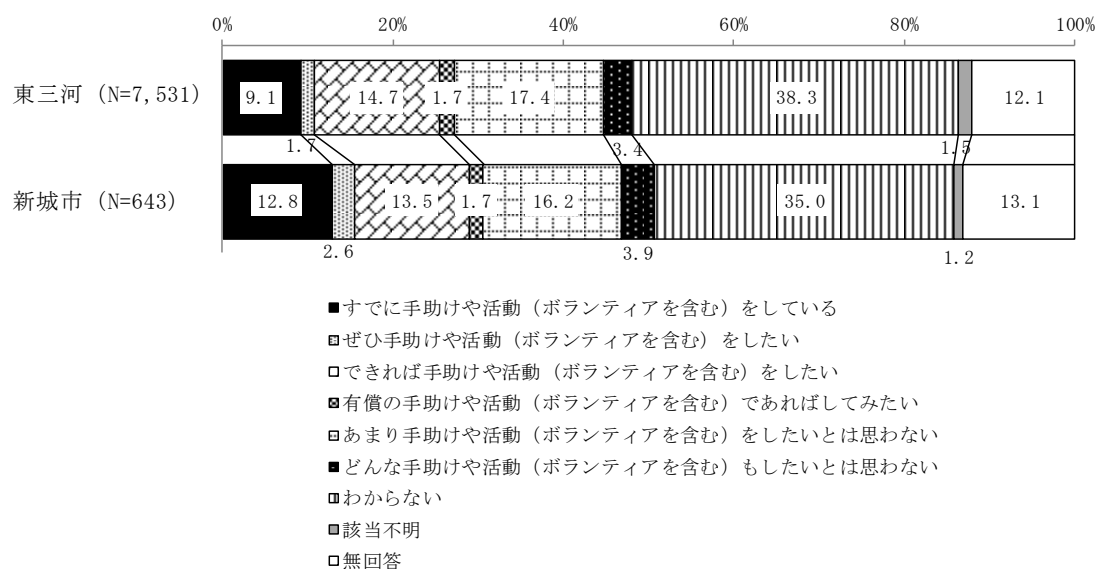
今後の就労の意向は「仕事はできない」が30.2%と最も高くなっており、東三河全体よりやや高くなっています。

次いで「仕事はしたくない (するつもりはない)」が18.5%となっています。



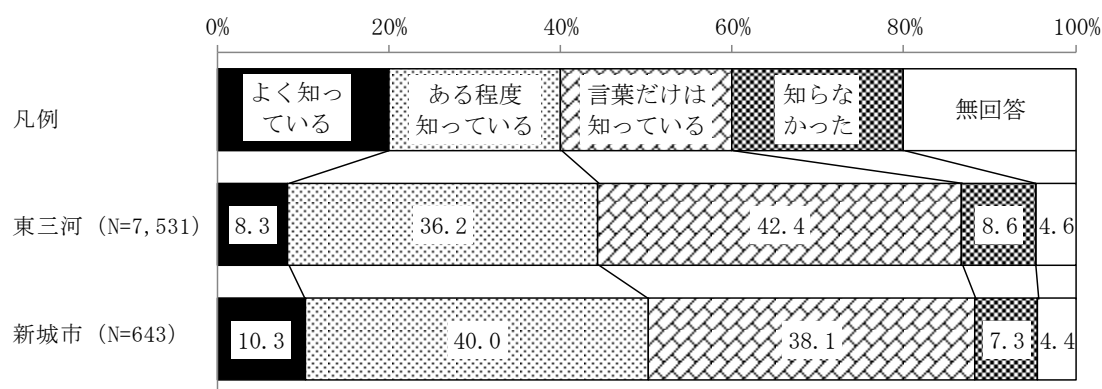
(4) ボランティア活動

ボランティア活動の状況と今後の意向は、「わからない」が35.0%と最も高く、次いで「あまり手助けや活動（ボランティアを含む）をしたいと思わない」が16.2%となっています。



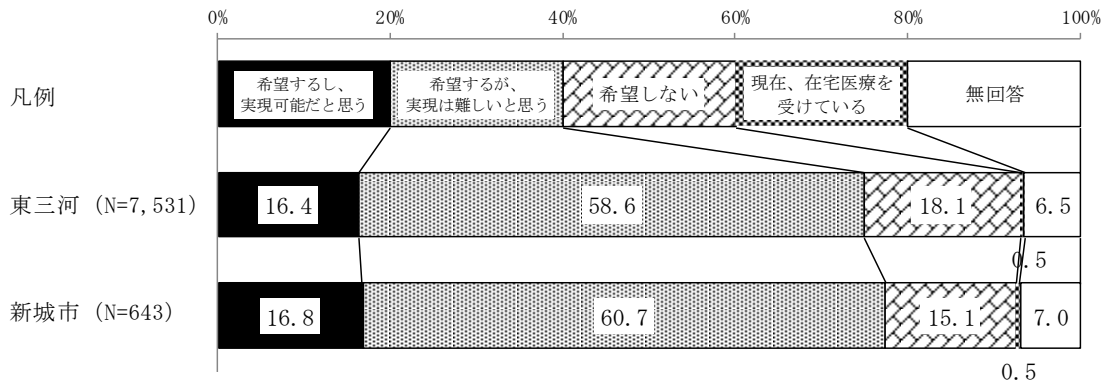
(5) 医療

在宅医療の認知度は「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『知っている』は50.3%で、東三河全体（44.5%）と比べて高くなっています。



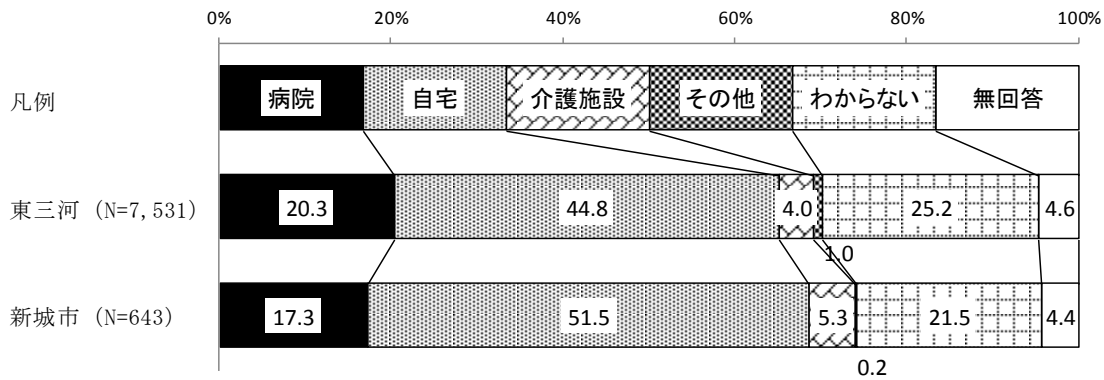
(6) 在宅介護の希望と実現度

在宅医療の希望と実現度は「希望するが、実現は難しいと思う」が60.7%と最も高く、次いで「希望するし、実現可能だと思う」が16.8%で、どちらも東三河全体と比べてやや高くなっています。



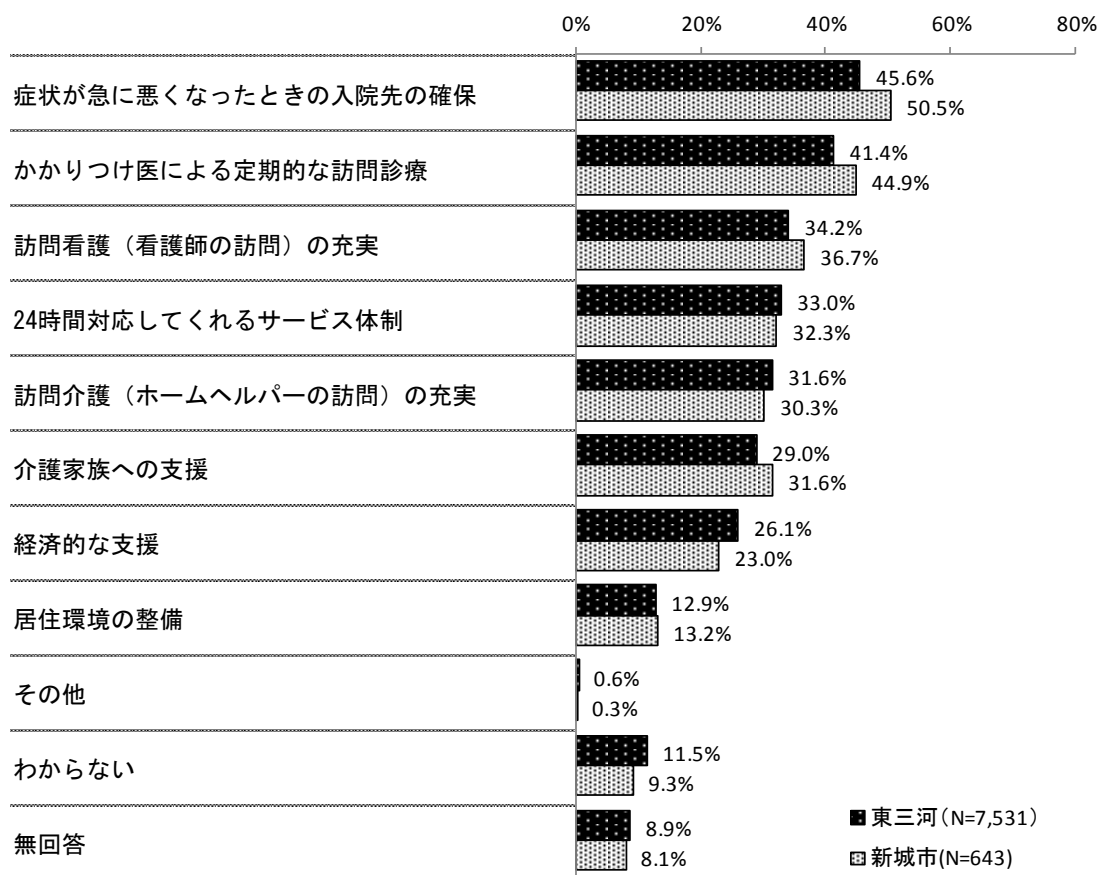
(7) 住まい

人生の最期を迎える場所として希望するところは、「自宅」が51.5%と最も高く、東三河全体と比べて高くなっています。



(8) 自宅で最期まで療養するために必要なこと

自宅で最期まで療養するために必要なことは、「症状が急に悪くなった時の入院先の確保」が50.5%と最も高く、次いで「かかりつけ医による定期的な訪問診療」の44.9%となっています。



第4章 地域包括ケアシステムの構築

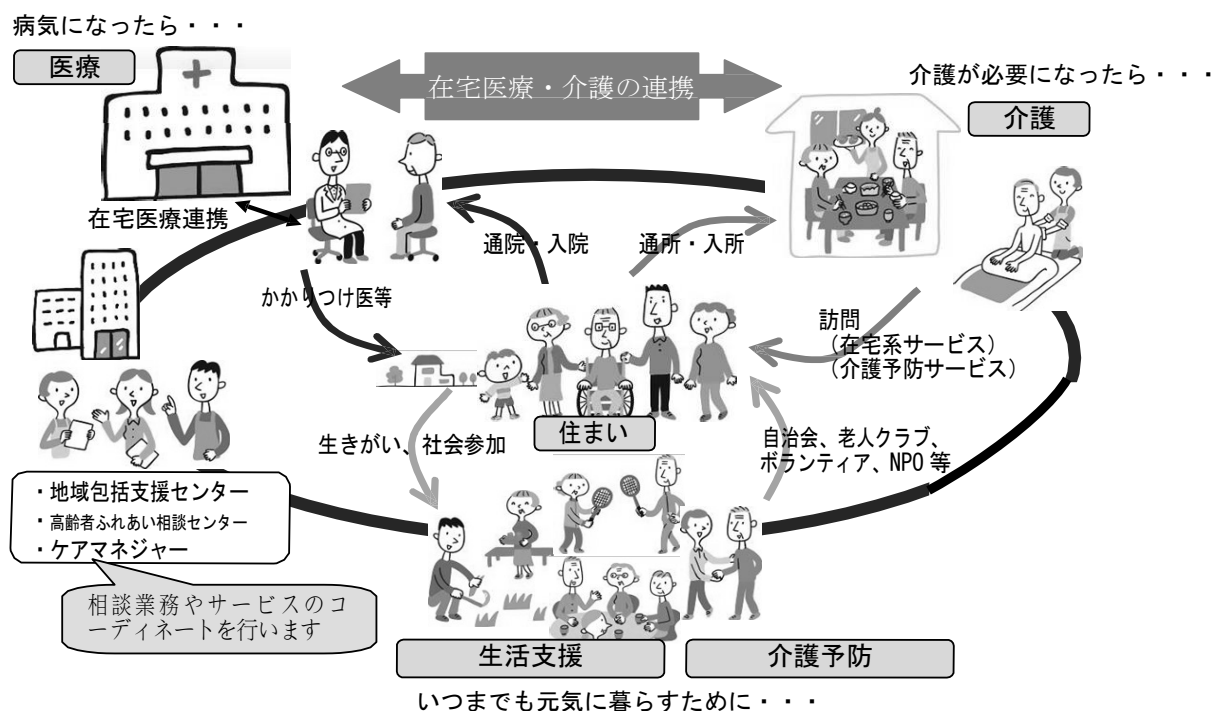
■1 地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムとは、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」のことです。

今後単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が安心して暮らすことができるよう地域包括ケアシステムの構築が求められます。

本計画においては、第6期計画の取り組みを引き継ぎつつ、国の動向や東三河広域連合との整合性を図り、行政のみではなく多様な主体（事業所・NPO・地域団体等）と市が協働しながら地域全体で支え合う「互助」を重視し、住み慣れた地域で生活を送る高齢者の様々な生活ニーズに応えられる仕組みづくりを推進します。

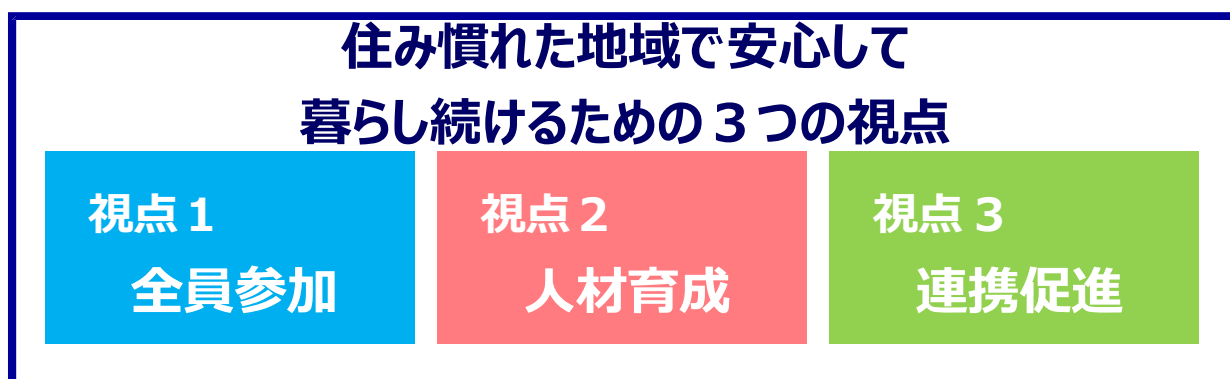
■地域包括ケアの概念図



■2 東三河全体の取り組み ※東三河広域連合介護保険事業計画より抜粋

東三河広域連合では、東三河8市町村がこれまでに取り組んできた地域包括ケアシステムを継承しつつ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、次に掲げる3つの視点を基本に東三河版地域包括ケアシステムの構築を目指します。

■東三河版地域包括ケアシステムの構築に向けた3つの視点



(1) 全住民参加型による地域包括ケアシステムの構築に向けた主な取り組み

① 「みんなで作りあげる地域包括ケア」活動の周知

【取り組み例】

- a 地域包括ケア取り組み事例の発表
- b 地域包括ケアかわら版の発行

② 地域課題の共有と自主的活動の支援

【取り組み例】

- a 地域づくりや助け合い活動の支援
- b 多職種（地域住民も含む）ケア会議の開催
- c ボランティア養成講座の開催

(2) 地域包括ケアシステムを支える人材の育成や意識の醸成に向けた主な取り組み

①住民の意識改革（地域包括ケアへの参加意識）の機会創出

②地域包括ケアに参加する住民や専門職を対象とした研修の開催

【取り組み例】

- a 高齢者を対象とした介護人材養成講座の開催
- b 看取り、ターミナルケア、終活に関する知識の周知（家族等）
- c 介護や看護の体験会の開催（一般市民、学生を対象）
- d 介護従事者向けの研修等の開催による人材育成
- e 地域住民の学びの場の開催（シンポジウム、ワークショップ等）

③地域の社会資源と連携した人材育成や介護職場体験会の開催

【取り組み例】

- a 小中学生向け職場体験の実施
- b 生活支援ボランティア、認知症サポーターの養成講座の開催（民間企業や小中学校向けも含む）
- c 介護事業者への介護技術向上研修等の開催

(3) 顔の見える関係づくりや有機的な連携によるサービス提供体制の構築に向けた主な取り組み

①サービス提供体制の構築

【取り組み例】

- a 地域ケア会議を活用した東三河8市町村の課題収集と政策形成
- b インフォーマルサービス情報の提供
- c 高齢者情報の一元化と情報共有システムの構築検討
- d 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等による24時間365日対応の在宅サービスの整備促進

②多職種連携体制の構築

【取り組み例】

- a 電子@連絡帳を活用した医療・介護等の情報連携の推進
- b 多職種間の顔の見える関係づくりの推進

■3 新城市の取り組み

(1) 介護予防・日常生活支援の推進

介護の必要度が急に上昇する75歳以上の方を中心に日常生活の状況を把握し、重症化する前に介護予防事業への参加を促進します。また身体機能や生活機能の維持向上を目的に、身近な場所で健康づくりや生きがいがいづくりにつながる自主活動を支援します。

今後は、介護予防、日常における生活支援サービス事業推進のために、身近な地域でボランティアとして活躍できる人材の育成と生活機能が低下している高齢者に対して、リハビリテーションの専門家等が関与し、自立支援に関する取り組みを強化します。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

要介護者の多くは介護ニーズと医療ニーズを併せ持っており、在宅での生活を続けていくには、かかりつけ医や介護支援専門員、介護サービス事業者等の連携が必要です。連携推進のために情報通信技術を活用した「東三河ほいっぷネットワーク（電子@連絡帳）」を導入し、関係者間の情報共有を図っています。

今後は、在宅医療・介護連携の強化を検討する会議や研修会等を開催し、専任のスタッフが調整することで、より切れ目のない在宅医療と介護サービスを提供する体制を構築します。

(3) 認知症施策の推進

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることを目的に「認知症ケアパス」の配布、認知症予防教室を開催し、認知症への普及啓発を図っています。また家族介護者座談会や勉強会を開催したり、「認知症地域支援推進員」を配置し、当事者とその介護者を支援しています。

今後は、認知症初期集中支援チームを設置し、体制の強化と認知症サポーター養成講座の開催回数を増やし、認知症の人や家族への理解を一層広めます。

(4) 生活支援体制の推進

高齢者人口の増加に伴い、日常生活における軽微な家事等のサービスが必要な人も増加しています。そのため、多様な団体（ボランティア、NPO、住民等）による様々な生活支援サービスの提供をコーディネートする「生活支援コーディネーター」を配置しています。

今後は、関係機関と定期的な情報共有を図り、連携又は協働による生活支援サービスの充実を目指します。

第5章 基本理念と施策体系

■1 基本理念と基本目標

本計画は、第6期計画の基本理念を継承し、“私らしさと安心を皆で支え合う「山の湊」しんしろ”を基本理念とします。

また、“高齢者が元気で、社会参加できるまち”“高齢者の自立と自己決定を尊重するまち”“地域の支え合いとサービスが連携したまち”を基本目標とし、いつまでも元気で、自分らしく、安心して生活できるまちを目指します。

私らしさと安心を皆で支え合う「山の湊」しんしろ

高齢者が元気で、社会参加できるまち

いつまでも元気に過ごすことができ、自立して生活、社会参加ができるまちづくりを進めます。

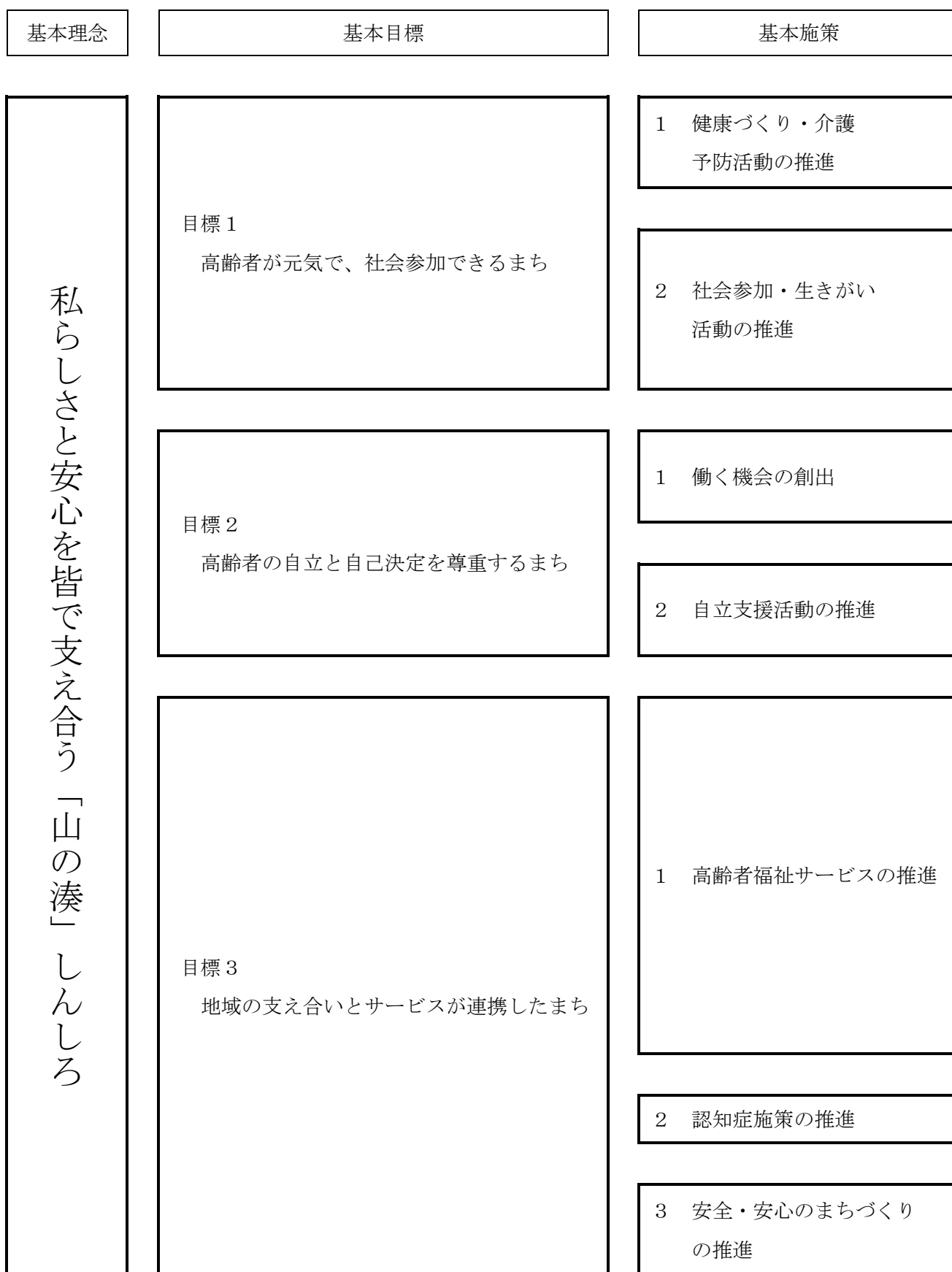
高齢者の自立と自己決定を尊重するまち

地域のなかで高齢者が尊重され、尊厳を持って、自らの意思や能力に応じて生活し、自分らしい生活をおくり、自らサービスを選択・決定できるまちづくりを進めます。

地域の支え合いとサービスが連携したまち

たとえ心身の機能が低下しても、地域の人々の連携、支え合いと、介護保険サービスやその他の福祉サービスの活用で、安心して生活できるまちづくりを進めます。

■2 施策体系図



実施事業

P27

- (1) 健康づくりの支援
- (2) 介護予防活動の支援

P34

- (1) 老人クラブ等の活動支援
- (2) 地域活動への参加促進
- (3) 地域福祉活動の充実
- (4) 生涯学習機会の充実

P42

- (1) 働く機会の充実

P45

- (1) 自立支援事業の推進
- (2) 移動支援の推進

P55

- (1) 介護保険サービスの充実
- (2) 要支援・要介護認定者への生活支援
- (3) 日常生活圏域の設定
- (4) 地域包括支援センター・成年後見支援センターの充実
- (5) 地域密着型サービスの設備方針
- (6) 施設サービスの整備方針
- (7) 住環境への支援
- (8) 保健・医療・福祉の連携強化
- (9) 生活支援体制整備

P80

- (1) 認知症支援体制の充実

P84

- (1) 安全・安心のまちづくり
- (2) 虐待防止ネットワークの強化

第6章 基本施策の展開

■1-1 健康づくり・介護予防活動の推進

(1) 健康づくりの支援

① 健康意識の啓発

広報紙等への啓発記事掲載により、健康に対する意識高揚を図ります。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|----------------------|-----|--|------------|
| ア | 広報「ほのか」への 記事掲載等啓発 | 現状 | ◆広報紙に保健・介護に関する記事を掲載し、市民の健康意識の高揚を図っています。保健に関する記事を毎月掲載しています。 | 健康課・福祉介護課等 |
| | | 方向性 | ◆インターネット（ホームページ）やケーブルテレビを利用した情報手段を積極的に取り入れます。 | |

② 健康づくり講座の充実

健康教育講座（出前講座）を通じて、健康づくりを支援します。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|-----------------|-----|---|------|
| ア | 健康教育 (健康づくり) | 現状 | ◆地域の公民館等に保健師・栄養士・歯科衛生士等が出向き、健康教育講座を開催しています。 | 健康課 |
| | | 方向性 | ◆積極的に地区に出向き、講座を開催します。他事業と連携を行い、機会の増加を図ります。 | |

【実績値】

■健康教育の開催状況（65歳以上抜粋）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度（見込み） |
|------|--------|--------|-------------|
| 開催回数 | 51回 | 44回 | 40回 |
| 参加者数 | 1,125人 | 921人 | 900人 |

③ スポーツ活動の充実

高齢者がスポーツに取り組みやすい環境づくりを支援するとともに、スポーツ活動の推進により、健康増進を図ります。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|--------------|-----|---|-------|
| ア | ねんりんピック出場者激励 | 現状 | ◆ねんりんピックに出場する高齢者に対して激励金を支給しています。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆ねんりんピックは、高齢者のスポーツ大会として最高位にあり、高齢者がスポーツに取り組む意欲を高める事業として重要です。スポーツに参加する高齢者の意欲増進を図り、事業を継続します。 | |

(2) 介護予防活動の支援

① 身近な場所での健康教育・健康相談の実施

公民館等の身近な場所で健康教育・健康相談を実施し、健康づくりを支援します。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|------------------|-----|---|-----------|
| ア | 健康相談 (介護予防事業) | 現状 | ◆各地区公民館等で疾病、栄養、口腔衛生など健康管理や介護予防に関する相談を実施しています。 | 健康課 |
| | | 方向性 | ◆積極的に地区に出向き、他事業との連携を強化し、相談機会の増加に努めます。 | |
| イ | 健康教育 (介護予防事業) | 現状 | ◆各地区老人クラブ、ミニデイ等からの依頼により運動、栄養、口腔、認知などの介護予防に関する健康教育を公民館等で実施しています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆積極的に地区に出向き、介護予防に関する知識の普及に努めます。 | |

【実績値】

■健康相談の開催状況 (65歳以上抜粋)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|------|----------|----------|----------------|
| 開催回数 | 30 回 | 32 回 | 30 回 |
| 参加者数 | 572 人 | 591 人 | 550 人 |

■健康教育の開催状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|------|----------|----------|----------------|
| 開催回数 | — | — | 6 回 |
| 参加者数 | — | — | 100 人 |

実績：5回87人

② 介護予防把握

要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者（以下、基本チェックリスト該当者）を的確に把握するために基本チェックリストを実施し、円滑に介護予防事業に移行できるように努めます。

窓口にて介護相談に来られた被保険者に対し基本チェックリストを活用し、その結果に基づき迅速に介護予防・日常生活支援総合事業につなげていくよう努めます。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | 実施主体 |
|---|--------|---|-----------|
| ア | 介護予防把握 | 現状 ◆要介護認定率の上昇する75歳に対し、基本チェックリストを実施し何らかの支援が必要な方の把握をします。 ◆地区での健康教育等の機会に参加者に対し基本チェックリストを実施し介護予防把握に努めます。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 ◆基本チェックリストの結果を踏まえ、必要なサービスを迅速に提供できる環境を整備します。 | |

【実績値】

■基本チェックリスト実施数

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|-----|----------|----------|----------------|
| 実施数 | — | 422 件 | 487 件 |

③ 介護予防教室の充実

介護予防のより一層の推進のため、介護予防教室を実施しています。教室の周知・啓発を図り、参加しやすい環境整備に努めます。

【主な取り組み】

| 取り組み名 | | 内容 | | 実施主体 |
|-------|--------|-----|--|-----------|
| ア | 介護予防教室 | 現状 | ◆基本チェックリストにより運動、栄養、口腔、認知等の機能低下がみられる方を対象に、介護予防教室を実施しています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆機能向上のための効果的な教室運営に努め、教室終了後も、自ら取り組めるプログラムを提供します。また、より身近な場所での開催を検討します。 | |
| イ | 木曜塾 | 現状 | ◆健康づくりリーダー、栄養士、歯科衛生士、保健師等により介護予防・認知症予防のための普及啓発の教室を実施しています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆自己負担金を徴収し、自らの介護予防に自ら取り組んでいるという意識づけに努めます。 ◆広報等で市民に広く周知します。 | |

【実績値】

■介護予防教室の開催状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|-----------|----------|----------|----------------|
| 開催回数 | 10 回 | 9 回 | 4 回 |
| 参加人数 (延べ) | 153 人 | 95 人 | 45 人 |

■木曜塾の開催状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|----------|----------|----------|----------------|
| (例) 開催回数 | 47 回 | 40 回 | 44 回 |
| (例) 参加者数 | 928 人 | 867 人 | 1,100 人 |

④ 地域介護予防活動の拡大

公民館等の身近な場所で、高齢者の介護予防や閉じこもり予防を推進します。全地区での開催を目指し、事業の充実に努めます。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|---------------------------------|-----|---|-----------|
| ア | 高齢者生きがい活動 支援通所 (ミニデイサービス) | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ミニデイサービスの開催を支援するとともに、高齢者の生きがい活動の促進と孤立化や閉じこもりの防止を図っています。 ◆各団体とも、地域の状況に応じ、工夫を凝らした取り組みを実施しています。地区により、実施内容に差異があることや、実施できない地区もあるため、新規実施団体を募る必要があります。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆住み慣れた地域と人の中で実施されるミニデイサービスは、高齢者の介護予防や生きがい活動の推進、生活維持のため重要です。要支援認定者の通所介護サービスに代わる事業であるため、身近な地区での実施箇所の拡大を図るとともに、内容の充実及びサービス提供内容の詳細基準を定め、スタッフの育成、意識改革等を支援します。 | |
| イ | 健康づくりリーダー 派遣事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆身近な地区で介護予防のための運動を習慣的に実施していくため、最初の半年間健康づくりリーダーの費用を市が負担し、半年後からは地区で費用を負担し1年間は運動を続ける事業です。 ◆65歳以上の方を5人以上集め、会場は地区で準備します。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防に必要な運動習慣を身近な地区で継続できるように実施地区の増加に努めます。 | |

【実績値】

■高齢者生きがい活動支援通所の実施状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度（見込み） |
|----------|----------|----------|---------------|
| 参加者数（延べ） | 8,245 人 | 9,741 人 | 9,900 人 |

■健康づくりリーダー派遣事業の実施状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度（見込み） |
|------|----------|----------|---------------|
| 実施地区 | — | — | 8 か所 |

⑤ 介護人材育成の充実

ミニデイサービス等の活動に関わる人材の育成に努め、充実を図ります。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|----------------|-----|--|-----------|
| ア | ミニデイサービススタッフ研修 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ミニデイサービスのスタッフを対象に、研修機会の拡大を図っています。他団体との情報交換や研修を受けることで、支援者としての自覚を促進するとともに、内容の充実に努めます。 ◆ミニデイサービス開催箇所の拡大に向けて、リーダーの育成が必要です。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆人材の育成と活動支援を継続して実施するとともに、活動団体同士の交流を推進します。 | |

【実績値】

■研修開催状況

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度（見込み） |
|------|--------|----------|----------|---------------|
| 開催回数 | 活動報告会 | 1 回 | — | 1 回 |
| | スタッフ研修 | 2 回 | 1 回 | 2 回 |

■ 1-2 社会参加・生きがい活動の推進

(1) 老人クラブ等の活動支援

① 老人クラブ等の活動支援

高齢者の生きがいづくりや地域活動の担い手として期待される老人クラブ活動を支援するとともに、広報紙やケーブルテレビで老人クラブ会員募集等の周知を図ります。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|--------------------|-----|---|-------|
| ア | 老人クラブ活動支援 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆各地域のクラブ活動に対して助成を行うことで、高齢者による地域活動を活発化し、高齢者の社会参加への機会を提供しています。 ◆老人クラブは社会奉仕や生きがい活動、介護予防に関わる活動に高齢者が幅広く参加していくため重要な組織ですが、会員数が減少しており、魅力のある活動に向けた取り組みが望まれます。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆活動のPRやニーズに応じた活動内容の充実により、老人クラブの魅力を高め、広報紙やケーブルテレビを利用して、行事の紹介等を行い、会員の増加に努めます。 ◆さらに多様な趣向に対応できる行事の企画立案について支援していきます。 | |
| イ | 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 | 現状 | ◆老人クラブ連合会により、生きがい推進事業、安心・安全事業、社会奉仕事業を行っています。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆高齢者の生きがい活動推進のため、事業を継続して実施するとともに、地域で行われている趣味のクラブ等を把握し、趣味のクラブへの積極的な参加を促進します。 | |

【実績値】

■ 老人クラブ数

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|------|----------|----------|----------------|
| クラブ数 | 43 クラブ | 34 クラブ | 34 クラブ |

② 社会活動の推進

高齢者の活動の場を拡大し、社会活動への参加を促進するため、しんしろ市民活動サポートセンターや社会福祉協議会等、他の機関との連携を図ります。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|------------------|-----|--|----------------------------|
| ア | 市民活動・ボランティア活動の推進 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆多様化する高齢者の活動を活性化するため、社会活動への参加を推進します。 ◆しんしろ市民活動サポートセンターや社会福祉協議会等と連携を図り、高齢者の活動の場を拡大します。 | 福祉介護課・まちづくり推進課 社会福祉協議会・ |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆市民活動やボランティア活動で得た経験や知識を活かし、生きがいを持って楽しく暮らせる地域づくりに努めます。 | |

(2) 地域活動への参加促進

① 老人福祉センター、高齢者生きがいセンター等の活用

老人福祉センター等の既存施設を有効に活用し、高齢者の生きがいづくりや健康増進活動の促進を図ります。しかし、施設の老朽化等もあり、公共施設管理計画などとの調整を図っていかなければならない状況でもあります。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|-----------------|-----|--|-------|
| ア | 老人福祉センター運営 | 現状 | ◆高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションの場として、各種事業を行っています。老人クラブ会員の減少により、利用者は減少傾向ですが、老人クラブの活動拠点や趣味クラブの活動場所としても利用されています。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆利用者が安心して使用できる施設として利便性の向上を図るとともに、木曜塾の実施を通じて、ミニデイサービスの在り方を検証します。また、サロンの試行、ボランティア養成の研修会場等として広く活用します。 | |
| イ | いきいきライフの館運営 | 現状 | ◆高齢者の就労、生きがい活動の場として、各種事業を行うとともに、シルバー人材センターの活動拠点や老人クラブの趣味活動の場として、木彫、陶芸、囲碁等に利用されています。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆生きがい活動や就労機会を提供する拠点としての活用を図ります。 | |
| ウ | 鳳来高齢者生きがいセンター運営 | 現状 | ◆高齢者の就労、生きがい活動の場として、各種事業を行うとともに、シルバー人材センターの就業施設として利用されています。 ◆シルバー人材センターの活動拠点であり、就業施設として利用されていますが、建物の老朽化が懸念されます。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆生きがい活動や就労機会を提供する拠点として有効活用を図ります。 | |

| | | | | |
|---|--------------------|-----|--|-------|
| エ | 作手高齢者生活福祉センター虹の郷運営 | 現状 | <p>◆高齢者及び住民の介護支援、居住、交流の場として各種事業を行っています。冬期の利用者は多くなっていますが、他の季節の利用者が少ないため、冬期以外の利用促進を図る必要があります。</p> <p>◆また、災害時等の緊急避難場所としても指定されています。</p> | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | <p>◆介護支援・居住・交流の場としての有効な活用を図ります。福祉避難所としての指定を受け、災害時要援護者の受け入れ態勢を整備します。</p> <p>◆ひとり暮らし等の生活に不安がある高齢者の利用に結びつくよう、広報紙や、高齢者ふれあい相談センター等による周知を図ります。</p> | |
| オ | 作手介護予防拠点施設運営 | 現状 | ◆高齢者の介護予防、教養の向上、レクリエーション等の生きがい活動の場として利用されています。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆介護予防の拠点としての有効な活用を図ります。 | |

【実績値】

■老人福祉センターの利用状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度（見込み） |
|------|----------|----------|---------------|
| 利用者数 | 9,294 人 | 9,160 人 | 8,980 人 |

■いきいきライフの館の利用状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度（見込み） |
|------|----------|----------|---------------|
| 利用者数 | 2,185 人 | 2,449 人 | 2,400 人 |

(3) 地域福祉活動の充実

① ボランティアセンター活動事業

ボランティア活動は、高齢者の生きがいづくり、また、高齢者福祉の担い手育成の役割も果たしています。ボランティア団体がより円滑に活動できるよう、支援します。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|----------------|-----|---|---------|
| ア | ボランティアセンター活動事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆市内の福祉系ボランティア団体に対して、活動費の助成を行うとともに、各種ボランティア養成講習会を開催し、ボランティア団体の育成とボランティア参加者の拡大を図っています。 ◆ボランティアの担い手も高齢化が進んでおり、若い世代や団塊の世代などの新たな参加が望まれています。 | 社会福祉協議会 |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆養成講習会が実際の活動につながるような工夫や、ボランティア活動のきっかけとなる入門講座を開催します。 | |

【実績値】

■ ボランティア団体数

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|-----|----------|----------|----------------|
| 団体数 | 36 団体 | 40 団体 | 39 団体 |

② 友愛訪問の実施拡大（地域支援事業）

ボランティア団体に委託し、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への友愛訪問を実施し、活動を支援しています。今後も訪問対象者の増加が見込まれるため、継続して支援を行うとともに、活動の活性化のため周知・啓発に努めます。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|-------|-----|---|-----------|
| ア | 友愛訪問 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ボランティア団体「はぐるまの会」が、ひとり暮らし高齢者世帯を月1回以上訪問し、話し相手となるとともに、安否確認を行っています。 ◆利用者の拡大には、話し相手となる担い手を増やしていく必要があります。また、活動を知らない人も多いことから、支援活動の情報を利用者へ伝えていくことも必要です。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆民生委員、高齢者ふれあい相談センター等を通して、活動のPRを行うとともに、事業の活性化、活動範囲の拡大を図ります。 ◆鳳来、作手地区においては活動できる体制づくりが必要であり、担い手（訪問員）の増加を支援します。 | |

【実績値】

■友愛訪問の活動状況

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度（見込み） |
|-------|--------|--------|-------------|
| 被訪問者数 | 194人 | 193人 | 190人 |

(4) 生涯学習機会の充実

① 講座の充実

高齢者の学習意欲向上を図るため、「共育」の理念に基づいた生涯学習を推進します。
また、内容の充実や教室数の増加を図り、参加しやすい環境づくりを推進します。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|-------------------------|-----|---|-------|
| ア | 生涯学習支援事業 (地区公民館活動支援) | 現状 | ◆各地区公民館等で各種学習会等を開催しています。 ◆今後、少子高齢化による参加者の減少が懸念されます。 | 生涯共育課 |
| | | 方向性 | ◆市民の自己表現や自発的な学習・スポーツを支援するための指導者やリーダーの養成を図り、公民館活動として地域の特性、自主性を尊重するとともに、円滑な事業の実施を支援します。 | |
| イ | 共育講座 | 現状 | ◆高齢者も対象とした「共育講座」を開催しています。 | 生涯共育課 |
| | | 方向性 | ◆余暇時間の増大などにより、市民が趣味や娯楽、文化・スポーツなど幅広い分野の活動に参加する機運が高まっていることから、日常生活に密着した生きがいと喜びを感じられるような講座や、豊かな自然と歴史の宝庫であることの地の利を生かしたまちの良さを再発見できる講座を開設し、人生100年時代における豊かな人生の構築を支援します。 | |

② 人材情報バンクの充実

高齢者の多様な経験を活かし、地域活動の担い手として活動できる環境づくりを支援します。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|-----------|-----|--|-------|
| ア | まちなか博物館事業 | 現状 | <p>◆まちの中で生まれ育てられてきた文化、暮らしの姿をそのまま保存、継承し、次の時代に引き継いでいく事業です。その継承者には講師も依頼できます。</p> <p>◆平成7年から始まった事業であり、現在15館が指定されていますが、博物館に指定された方々の多くは高齢者であり、今後の「まちなか博物館」のあり方が懸念されています。</p> | 生涯共育課 |
| | | 方向性 | <p>◆博物館を充実させ、市内外からも見学者が訪れるよう、情報提供を行うとともに、博物館のあり方を検討します。</p> | |

【実績値】

■まちなか博物館事業の状況

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度(見込み) |
|------|--------|--------|-------------|
| 博物館数 | 15館 | 14館 | 15館 |

■2-1 働く機会の創出

(1) 働く機会の充実

① シルバー人材センターへの支援

高齢者の経験や技術の有効活用を図るとともに、高齢者自身の生きがいがいづくりの場となるよう、シルバー人材センターへの支援を行い、就労の場の確保に努めます。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|-------------|-----|--|------------------|
| ア | 高齢者能力活用推進事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者の経験、技能に応じて就業先を提供するシステムとして、シルバー人材センターを運営しています。 ◆会員が横ばいないし微増にあるため、今後は、事業の普及・啓発、就業先の開拓等が課題となっています。 | 福祉介護課・シルバー人材センター |
| | | 方向性 | ◆技能に応じての就業先の確保および会員増加に向け指導、支援を実施します。 | |

② アクティブシニア支援事業

高齢者になっても、生きがいを持ち続け、仕事や趣味に取り組み、社会に対してアクティブな活動を起こすシニアを支援するため、関係機関との連携のもと、活動の場の充実を図ります。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|----------|-----|---|------------|
| ア | いきがい就業事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆要請事業者と市シルバー人材センターが請負・委任契約を締結し、会員の派遣を行っています。 ◆就業形態の適正化を図ったことにより、受注件数は一時的に減少しましたが、現在は増加しています。 | シルバー人材センター |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆働くことを希望している高齢者は多く、自己の身体状況に合わせて働くこともできるため、今後も事業を継続するとともに、会員の募集と仕事の拡充を図ります。 | |
| イ | 無料職業紹介事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆事業所での勤務を希望する会員に対して、事業所の紹介をしています。 | シルバー人材センター |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者の就業を支援するため、事業を継続します。 | |
| ウ | シルバー派遣事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆要請事業所とシルバー人材センター(県連合会)が一般労働者派遣契約を締結し、会員の派遣を行います。 | シルバー人材センター |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆今後もシルバー派遣の活用が増加することが予測されているため、高齢者の就業支援を継続して実施します。 | |

| | | | | |
|---|-------|-----|---|------------|
| エ | 技能講習会 | 現状 | ◆毎年、会員向けの技能・安全講習を行っています。 剪定業に就業する会員の減少に伴う新入会員の加入が必要であるとともに技術向上の場を兼ねた就業場所の確保が課題です。 | シルバー人材センター |
| | | 方向性 | ◆会員が各種の技能取得・向上と安全就業の促進を図るとともに、継続して実施します。また、公共施設（学校等）の樹木剪定業務業務を受注することにより、後継会員の育成と技術向上の場を確保します。 | |

【実績値】

■いきがい就業事業の利用状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度（見込み） |
|------|----------|----------|---------------|
| 受注件数 | 5,180 件 | 5,182 件 | 5,000 件 |

■シルバー派遣事業の利用状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度（見込み） |
|------|----------|----------|---------------|
| 受注件数 | 27 件 | 41 件 | 50 件 |

■技能講習会の活動状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度（見込み） |
|------|----------|----------|---------------|
| 実施回数 | 22 回 | 12 回 | 13 回 |

■2-2 自立支援活動の推進

(1) 自立支援事業の推進

① 生活支援ホームヘルプサービスの実施

高齢者の自立した生活を支援するため、ホームヘルパーを派遣し、在宅生活の支援に努めます。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|--------------------------|-----|--|-------|
| ア | 軽度生活支援事業 (生活支援ホームヘルプ) | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆要介護認定で非該当となった市民税非課税のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に、生活支援としてホームヘルパーを派遣し、在宅生活の支援を行います。 ◆住み慣れた家で安定した生活を維持し、要介護状態になることの予防を図るために、その人に不足した生活機能を援助することが必要です。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆利用者の心身の状態を適切に把握し、場合には介護予防サービスへの移行をします。 | |

【実績値】

■軽度生活支援事業の利用状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|------|----------|----------|----------------|
| 利用者数 | 0 人 | 0 人 | — |

*総合事業移行

② 高齢者緊急保護事業の実施

生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とする高齢者を福祉施設等に短期間の入所を行い、助言・援助を行っています。虐待等のケースも増加しているため、関係機関との連携を強化し、適切な対象者の把握に努めます。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|---------------|-----|---|-------|
| ア | 生活支援ショートステイ事業 | 現状 | ◆要介護認定で非該当となった市民税非課税の高齢者に対しショートステイを提供し、緊急時の支援をします。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆ケアマネジャー・地域包括支援センター・高齢者ふれあい相談センターと情報を共有し、虐待等の把握に努め、要援護高齢者の緊急事態に対応した保護を行います。また、緊急時には一時的に避難できる場所を事前に確保しておくなど迅速かつ適切に対応できる体制を構築するとともに、日常生活の世話や生活安定のための助言・援助を行います。 | |

【実績値】

■生活支援ショートステイ事業の利用状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|------|----------|----------|----------------|
| 利用者数 | 0 人 | 0 人 | 1 人 |

③ 生活支援デイサービスの実施

高齢者が住み慣れた家で安定した生活を維持し、要介護状態になることを予防するために、日常生活動作の維持・回復を支援します。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|--------------|-----|---|-------|
| ア | 生活支援デイサービス事業 | 現状 | ◆要介護認定で非該当となった高齢者を対象に、要支援・要介護状態への進行を予防することを目的に、デイサービスセンターにおいて入浴、生活指導等のサービスを提供しています。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆利用者の心身の状態を適切に把握し、場合には介護予防サービスへの移行をします。 | |

【実績値】

■生活支援デイサービス事業の利用状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|------|----------|----------|----------------|
| 利用者数 | 9 人 | 3 人 | — |

*総合事業移行

④ 緊急通報システム事業の実施

ひとり暮らし高齢者等を対象に緊急通報システムを設置し、緊急通報や安否確認に努めます。利用方法の周知・啓発等により利用者の増加を図ります。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|------------|-----|--|-------|
| ア | 緊急通報システム事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者を抱える高齢者のみの世帯に緊急通報システムの機器を貸与し、緊急時の援助と安否確認を行っています。 ◆緊急通報システムの設置には協力員が必要ですが、高齢化の進んだ地域では協力員が不足しており、設置しにくい傾向にあります。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の増加が見込まれること等から、今後も事業を継続して行い、新機種を導入や、認知症高齢者への対応を踏まえ、利用しやすい体制を整備します。 | |

【実績値】

■緊急通報システム事業の利用状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|-------|----------|----------|----------------|
| 送受信件数 | 10,785 件 | 10,390 件 | 10,300 件 |
| 利用者数 | 367 人 | 355 人 | 355 人 |

⑤ 高齢者日常生活用具給付事業の実施

家庭内での火災による緊急事態に備えて、火災報知機・自動消火装置・電磁調理器を給付します。高齢者の安全・安心な生活を支援します。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|---------------|-----|---|-------|
| ア | 高齢者日常生活用具給付事業 | 現状 | ◆ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの市民税非課税世帯に対して、火災報知機・自動消火装置・電磁調理器を給付しています。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が、日常生活を安全に暮らせるよう、ニーズにあった提供内容を検討します。 | |

【実績値】

■高齢者日常生活用具給付事業の利用状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|------|----------|----------|----------------|
| 給付台数 | 4 台 | 1 台 | 1 台 |

⑥ ひとり暮らし高齢者安否確認事業の実施

乳酸飲料宅配サービスにより、高齢者の安否確認を図ります。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|-----------------|-----|---|---------|
| ア | ひとり暮らし高齢者安否確認事業 | 現状 | <p>◆80歳以上のひとり暮らし、および75歳以上の一人暮らしで、要支援・介護認定者または事業対象者、身体障害者、療育、精神障害者保健福祉の手帳を所持している方の安否確認のため、週1回、乳酸飲料を宅配し、声かけを実施しています。</p> <p>◆地域によっては、宅配スタッフやボランティアが少ないため、行き届かない地域もあり、事業に協力してくれる市民の増加を図る必要があります。</p> | 社会福祉協議会 |
| | | 方向性 | <p>◆ひとり暮らし高齢者は増加しており、安否確認を行う上でも有効であるため、利用者の拡大と事業の継続に努めます。</p> | |

【実績値】

■ひとり暮らし高齢者安否確認事業の利用状況

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度(見込み) |
|------|--------|--------|-------------|
| 利用者数 | 411人 | 433人 | 411人 |

⑦ 寝具乾燥サービスの実施

寝具乾燥サービスにより、高齢者が快適で衛生的な生活を送ることができるよう、支援します。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|--------|-----|---|-------|
| ア | 寝具乾燥事業 | 現状 | ◆ひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者等に寝具の乾燥サービスを提供することにより、衛生の保持を図っています。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆利用者のニーズにあった事業となるよう検討し、事業をすすめています。 | |

【実績値】

■寝具乾燥事業の利用状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|------|----------|----------|----------------|
| 利用者数 | 255 人 | 253 人 | 250 人 |

⑧ 配食サービスの充実

配食サービスにより、高齢者の栄養管理、安否確認を図ります。鳳来地区、作手地区での充実がより求められており、新規業者の開拓と事業の充実に努めます。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|----------------|-----|--|-------|
| ア | 「食」の自立支援事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象に週1回～3回、昼食または夕食を配達しています。 ◆住み慣れた家で安定した生活を続けることができるよう、配食業者が安否確認を兼ねて配達しています。鳳来地区、作手地区では、配食業者が少なく、サービスを利用できない地区があります。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者が安定した生活を続けるため、実施方法を検討するとともに、利用できる地区を増やすことと、新規業者の開拓、配達体制の方策について検討します。 | |
| イ | 配食サービス空白地域解消事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆平成28年度から、配達業者の都合により「食」の自立支援事業サービスを利用できない地区の方に、市の委託業者が週1回、夕食を配達しています。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆新たに空白地域が発生した場合は、事業の拡大を検討するとともに、新規業者の開拓、配達体制の方策について検討していきます。 | |

【実績値】

■食の自立支援事業の利用状況

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度(見込み) |
|---------|--------|--------|-------------|
| 月平均利用者数 | 230人 | 230人 | 230人 |

■配食サービス空白地域解消事業の利用状況

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度(見込み) |
|---------|--------|--------|-------------|
| 月平均利用者数 | — | 22人 | 28人 |

(2) 移動支援の推進

① 外出支援サービスの実施

外出困難な高齢者を支援するため、外出支援サービスを実施しています。介護タクシーや福祉輸送等により、医療機関や公共機関への移動を支援します。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|------------|-----|--|-------|
| ア | 介護タクシー料金助成 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆外出困難な重度要介護認定者に対し、ストレッチャー及び車イス対応タクシーを派遣し、医療機関または公共機関への移動を支援しています。 ◆重度要介護者の病院通院等の外出は、特殊車両を用いないと困難な状況です。申請者は徐々に増加していますが、まだ、利用が少ないためPRが必要です。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆自力で外出することが困難な重度要介護認定者の適切な受診等の外出を支援するために、継続して事業を実施します。 | |
| イ | 作手地区福祉輸送事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆公共交通機関を利用することが困難な移動制約者の外出を支援しています。 ◆作手地区の障がい者を有する方及び要介護・要支援認定者が対象で、50人ほどの登録者がいます。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆継続して事業を実施します。 | |
| ウ | 福祉有償運送料金助成 | 現状 | ◆平成28年度から、タクシー利用助成券の契約タクシー会社に福祉有償運送を行うNPO法人（鳳来地区）を加えました。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆継続して事業を実施します。 | |

【実績値】

■介護タクシー料金助成の利用状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|------|----------|----------|----------------|
| 利用者数 | 29 人 | 18 人 | 35 人 |

■作手地区福祉輸送事業の利用状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|--------|----------|----------|----------------|
| 述べ利用者数 | 474 人 | 406 人 | 395 人 |

■福祉有償運送料金助成の利用状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|--------|----------|----------|----------------|
| 述べ利用者数 | — | 605 人 | 530 人 |

② 高齢者福祉タクシー料金助成の実施

タクシー料金を助成することで、高齢者の通院等、外出の促進を図ります。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | 実施主体 |
|---|---------------|-----|-------|
| ア | 高齢者福祉タクシー料金助成 | 現状 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | |

◆満 80 歳以上のひとり暮らし高齢者等の外出を支援するため、助成券 (24 枚綴り) を発行します。民生委員や高齢者ふれあい相談センターは申請の代行をします。

◆対象者の適切な把握に努めるとともに、公共交通機関で外出することが困難な高齢者の円滑な外出を支援します。

◆協力事業所が少ないこともあり、地区によって利用に偏りがあるため、新たな協力事業所の加入促進を図ります。

【実績値】

■高齢者福祉タクシー料金助成事業の利用状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|------|----------|----------|----------------|
| 利用者数 | 357 人 | 368 人 | 370 人 |

■3-1 高齢者福祉サービスの推進

(1) 介護保険サービスの充実

① 介護保険サービスの適切な提供

要介護認定を受けても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センター等との連携のもと、介護保険サービスの充実と質の向上に努めます。

また、地域密着型サービスのさらなる充実に努めるとともに、定期的な指導・監査により適切なサービス提供を促進します。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|-----------------------|-----|---|-------|
| ア | 介護サービス事業者 振興事業 | 現状 | ◆2か月に1回、行政・地域包括支援センター・介護サービス事業者・介護相談員が集まり、最新の介護情報の提供、自主研修を行うとともに、事業者間の連携を深めるため、情報交換を行っています。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆保険者から適切な情報提供、事業者間の情報交換を行い、介護保険制度の適正な運用がされるよう、事業を継続しサービス事業者の質の向上を図ります。 | |
| イ | 地域密着型サービス 事業指導監査事業 | 現状 | ◆市が事業者指定を行う地域密着型サービス事業者が運営基準等に適合した事業運営を行っているか、指導・監査を2年に1回行っています。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆地域密着型サービス指定基準に基づき、今後も適正に指導・監査を行います。 | |

【実績値】

■介護サービス事業者振興事業の開催状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|------|----------|----------|----------------|
| 開催回数 | 6 回 | 6 回 | 6 回 |

■地域密着型サービス事業指導監査事業の実施状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|---------|----------|----------|----------------|
| 指導監査実施数 | 2 施設 | 1 施設 | 2 施設 |

(2) 要支援・要介護認定者への生活支援

① 介護用品給付の充実

紙おむつ等の介護用品を支給することにより、重度の認定者への支援、家族介護者の負担軽減を図ります。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|------------------|-----|--|---------|
| ア | 重度要介護者家族介護用品支給事業 | 現状 | ◆要介護4・5に認定された方を在宅で介護している市民税非課税世帯の介護者に対し、紙おむつ、清拭用品等と引き換えできる給付券を支給しています。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆家族介護者の負担軽減のため、この事業を継続して実施します。 | |
| イ | 紙おむつ宅配サービス | 現状 | ◆在宅の要介護4・5の要介護者に紙おむつを支給しています。(市重度要介護者家族介護用品支給事業の対象外の方) | 社会福祉協議会 |
| | | 方向性 | ◆家族介護者の負担軽減のため、この事業を継続して実施します。 | |

(3) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域については、高齢者ふれあいセンターの活動区域(中学校区)を中心として、新城地区を4圏域に区分し、鳳来地区と作手地区をそれぞれ1圏域とした第6期新城市新城市高齢者保健福祉計画の圏域6地区の設定を継続します。

(4) 地域包括支援センター・成年後見支援センターの充実

① 地域包括支援センターのコーディネート機能の向上

地域包括支援センターは、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談・支援、③虐待防止を含む権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメントの4つの機能を持っています。

今後も、サービスの円滑な利用を支援するため、介護予防事業から、介護保険サービスを受けるまでの総合的な相談支援の充実を図ります。

また、成年後見制度や高齢者への虐待防止等の権利擁護の取り組みを推進するとともに、高齢者ふれあい相談センターや介護サービス事業所等との連携の強化に努めます。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|----------------|-----|---|-----------|
| ア | 地域包括支援センター運営事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センター1か所とブランチ（支所）6か所（高齢者ふれあい相談センターと兼務）を設置・運営し、高齢者福祉サービス、介護保険サービスの利用支援をはじめ地域で自立した日常生活が送れるよう支援を行っています。地域包括支援センターを新城市社会福祉協議会に事業委託して、運営しています。 ◆地域包括支援センターを中心に、日常生活圏域ごとに設置したブランチ(支所)を含めた総合支援体制が確立しています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆地域住民のニーズに応じて、地域における様々な社会資源の有効活用を図りネットワークを築き、相互支援体制を充実するとともに、保健・福祉・医療等との連携強化に努めます。 | |

| | | | | |
|---|-------------------|-----|--|-----------|
| イ | 高齢者ふれあい相談センター運営事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活圏域ごとに6か所の高齢者ふれあい相談センターを設置運営し、高齢者福祉サービス、介護保険サービスの利用支援を行っています。 ◆高齢者ふれあい相談センターは、市民に身近な相談・援助機関として、また、地域の要援護高齢者の実態把握機関として重要な役割を果たしています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆現在の体制を継続するとともに、職員の資質向上に努めます。 | |
| ウ | 日常生活自立支援事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、障がい者等の日常的な金銭管理、福祉サービス利用、事務手続き等の援助を行っています。 ◆判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を支援しています。 | 社会福祉協議会 |
| | | 方向性 | ◆事業の周知に努め、関係機関と連携し実施します。 | |
| エ | 成年後見制度利用支援事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症等により判断能力が十分でない高齢者の成年後見制度利用の際に、近親者等に申立人がいない場合、市が家庭裁判所に申し立てを行います。 ◆成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆新城市成年後見支援センターとの連携を強化し、事業の普及・啓発に努めるとともに、事業を継続して実施します。 | |

| | | | | |
|---|------------------------------|-----|--|-----------|
| オ | 地域包括支援センター・高齢者ふれあい相談センター連絡会議 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 3か月に1回、市、地域包括支援センター、高齢者ふれあい相談センターの職員が集まり、情報交換、情報共有等を行っています。 ◆ 日常生活圏域ごとに要援護者を把握している高齢者ふれあい相談センターと地域包括支援センターが連携を図っています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆ 高齢者に適切な福祉サービスが利用されるよう、本人の意向を踏まえ、コーディネート機能の向上を図るとともに、この連絡会議を継続して実施します。 | |
| カ | 認知症高齢者見守り事業 | 現状 | ◆ 高齢者見守りネットワーク、徘徊高齢者対応ネットワークを構築し、異常時の早期発見に努めています。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆ 認知症に関する広報、啓発活動、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守り、訪問を行っていきます。 | |

【実績値】

■ 地域包括支援センター・高齢者ふれあい相談センター連絡会議の開催状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|------|----------|----------|----------------|
| 開催回数 | 2 回 | 3 回 | 4 回 |

② 新城市成年後見支援センターの充実

新城市成年後見支援センターは、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくために、認知症・知的障がい・精神障がいなどのために、自分自身で十分な判断をすることができない方が、契約行為や財産の管理などをするときに不利益が生じることがないように、本人を保護し支援する成年後見制度の利用を支援します。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|---------|-----|--|---------------|
| ア | 相談業務 | 現状 | ◆認知症・知的障がい・精神障がいなどのために、自分自身で十分な判断をすることができない方々が、契約行為や財産の管理などをするときに不利益が生じることがないように、ご本人を保護し支援します。 | 福祉介護課・社会福祉協議会 |
| | | 方向性 | ◆成年後見制度利用促進法に基づき、制度の利用が必要な方の早期発見に努め、適切な支援を行うため事業を継続します。 | |
| イ | 広報・啓発業務 | 現状 | ◆成年後見制度に関する情報発信、講演会や研修会の開催など市民や関係機関の方々に幅広く広報・啓発を行います。 | 福祉介護課・社会福祉協議会 |
| | | 方向性 | ◆成年後見制度の周知を図るため、今後も事業を推進します。 | |
| ウ | 法人後見の受任 | 現状 | ◆家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として成年後見人等（補助人・保佐人・後見人）を行います。 | 福祉介護課・社会福祉協議会 |
| | | 方向性 | ◆「よりそいサポーター」を養成し、拡大する事業に対応します。 | |

(5) 地域密着型サービスの整備方針

※東三河広域連合介護保険事業計画より抜粋

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供するものです。そのため、事業所の規模は小規模で、柔軟な人員配置や地域に開かれた運営などが特徴です。

地域密着型サービスは、従来、居住する市町村内のサービスのみの利用に限定されていましたが、保険者統合により東三河地域内のすべての地域密着型サービスを利用できるようになります。そのため、訪問・通所系のサービスについては、隣接する市町村も含めた利用、居住系サービスについては、東三河全域を利用対象と想定し整備を推進します。

また、整備地域については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の訪問系サービスについては、サービスの提供範囲が小地域に限定されることから、整備地域については未整備地域を優先的に定めます。なお、居住系サービスであるグループホームは、東三河地域内すべての高齢者の利用が見込めることから、地域を限定せずに整備を進めますが、運営推進会議の開催など地域住民と密接な関係を保ちながらサービスを提供する必要があるため、特定の地域に集中しないよう配慮します。

地域密着型サービスの整備方針

- | | |
|--|-------|
| (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | P. 61 |
| (2) 小規模多機能型居宅介護 | P. 61 |
| (3) 看護小規模多機能型居宅介護 | P. 61 |
| (4) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | P. 62 |
| (5) 地域密着型特定施設入居者生活介護 | P. 63 |
| (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （小規模特別養護老人ホーム） | P. 63 |

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

中重度の要介護状態となっても、住み慣れた自宅で安心して生活を送れるよう、1日に複数回の定期的な訪問サービスと夜間・深夜をはじめとした緊急時の通報による訪問サービスを24時間365日提供するサービスです。本サービスは、訪問介護と訪問看護を一体的に提供し、自宅に居ながら介護施設と同等の安心感を得られることから、家族介護者の疲弊軽減と在宅療養が必要な中重度要介護者の支援を促進するため、地域包括ケアシステム構築推進の観点から各地域に拠点となる事業所の整備を促進します。

【整備目標】

| 区分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 事業所整備数 | — | 3 | 3 |
| 総事業所数 | 5 | 8 | 11 |

【整備地域】

| 豊橋市 | 豊川市 | 蒲郡市 | 新城市 | 田原市 | 設楽町 | 東栄町 | 豊根村 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |

(2) 小規模多機能型居宅介護

通所、訪問、泊まりの機能を併せ持つサービスで、利用者の状態に応じて各サービスを組み合わせ24時間365日提供します。同一事業所で通所サービスを中心に顔馴染みの職員による訪問や宿泊の複数のサービスが受けられます。

東三河地域、特に都市部においては、通所介護、訪問介護、短期入所生活介護の各サービスの供給量を充分満たしていることから、これらのサービスを組み合わせることで対応が可能となるため、本サービスの整備は行いません。

【整備目標】

| 区分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 事業所整備数 | — | — | — |
| 総事業所数 | 13 | 13 | 13 |

(3) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に訪問看護のサービスを併せ持つサービスで、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ利用者の状態に応じて各サービスを組み合わせ24時間365日提供します。同一事業所で通所サービスを中心に顔馴染みの職員による訪問や宿泊の複数のサービスが受けられます。

山間地域においては、都市部と比較して在宅サービスの整備数が少なく、サービスの選択肢が限られていること、通所、訪問、短期入所、訪問看護サービスを同時期に整備することは困難であることから、複数のサービスを一体的に提供できる本サービスの整備を促進します。

【整備目標】

| 区 分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 事業所整備数 | — | 1 | — |
| 総事業所数 | 6 | 7 | 7 |

【整備地域】

| 豊橋市 | 豊川市 | 蒲郡市 | 新城市 | 田原市 | 設楽町 | 東栄町 | 豊根村 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| — | | | | | 1 | | |

(4) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の症状により自宅での生活が困難となった人を対象に、共同生活を通し認知症を持ちながら自宅での生活とほぼ変わらない日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

本サービスは構成市町村でも第6期介護保険事業計画において整備を進めてきましたが、平成29年3月に実施した「施設入所等待機者調査」の結果において、東三河全体で130人の実待機者がいること、また、認知症は発症原因により様々な症状があり、在宅介護は家族介護者の大きな負担となっていることからグループホームの需要が高いこと、更に要介護認定者の増加と共に認知症高齢者の増加が予測されることから、引き続き本サービスの整備を促進します。

本サービスは、居住系サービスであるものの、広域型特養と同様に東三河地域内であれば遠方の事業所でも利用することが見込まれることから、整備地域は特に限定せず整備を行います。ただし、設楽町、東栄町、豊根村の山間地域においては、施設サービスの需要が高いこと、高齢者世帯が多いことを考慮し、この地域内で1事業所の整備を目指します。

【整備目標】

| 区 分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 事業所整備数 | — | 3 | 2 |
| 整備定員数 | — | 54 | 36 |
| 総事業所数 | 65 | 68 | 70 |
| 総定員数 | 1,152 | 1,206 | 1,242 |

【整備地域】

| 豊橋市 | 豊川市 | 蒲郡市 | 新城市 | 田原市 | 設楽町 | 東栄町 | 豊根村 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4 | | | | | 1 | | |

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームが特定施設の指定を受け、入居している要介護者を対象に、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

定員30人以上の特定施設入居者生活介護の供給量が充分満たされていることから、本サービスの整備は行いません。

【整備目標】

| 区分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 施設整備数 | — | — | — |
| 整備定員数 | — | — | — |
| 総事業所数 | 1 | 1 | 1 |
| 総定員数 | 29 | 29 | 29 |

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

本サービスは、定員29人以下の特別養護老人ホームです。在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者が入所する施設です。

平成29年3月に実施した「施設入所等待機者調査」の結果において、在宅で待機をしている方のうち1年以内に入所の必要性が高い要介護3以上の待機者数は、小規模特別養護老人ホームと広域型特別養護老人ホームを合わせて東三河全体で413人でした。この結果に、計画期間中の要介護認定者の伸びを考慮すると、平成32年度における待機者数は442人程度になる見込みです。

一方、本調査後に開設を予定している特別養護老人ホームの定員は、豊橋市で117人、豊川市で197人、蒲郡市で129人、新城市で104人、田原市で29人、計576人の定員増となることから、第7期計画期間における本サービスの供給量は満たしています。

また、広域化により本サービスは東三河地域内での相互利用が可能となり定員割れ施設の利用が促進されることから、本サービスの整備は行いません。

【整備目標】

| 区分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 施設整備数 | — | — | — |
| 整備定員数 | — | — | — |
| 総施設数 | 24 | 24 | 24 |
| 総定員数 | 687 | 687 | 687 |

(6) 施設サービスの整備方針

※東三河広域連合介護保険事業計画より抜粋

施設サービスは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設が対象で、広域的な利用者を想定した施設です。

要介護高齢者には、住み慣れた自宅で最後まで自分らしい暮らしをしたいという思いがある一方、家族介護者の多くが深刻な心身の疲弊を抱えている実態もあることから、施設入所の緊急度の高い高齢者が円滑に入所できる環境の整備を目指します。

施設整備にあたっては、平成29年3月に実施した「施設入所等待機者調査」の結果、24時間365日対応の在宅サービスの整備状況、東三河全体では高齢者数が平成36年度をピークに減少傾向に転じる（第2次ベビーブームの影響で平成52年度前後に一時的な増加は見込まれるが、その後急速に減少していく）こと等を考慮し、必要整備数を定めます。

また、整備地域については、広域的施設であることから、整備地域を限定することはしませんが、特別養護老人ホームは地域の高齢者福祉の拠点、災害時の避難支援等の役割も期待されていることから、整備地域が集中しないよう配慮します。

平成18年度の医療制度改革により、介護療養型医療施設は平成23年度末での廃止が決定され、その後、介護療養病床から老人保健施設への転換が進んでいないこと等から廃止期限が平成35年度末に延長されました。また、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重度の要介護認定者の受入」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設「介護医療院」の創設が検討されています。

施設サービスの整備方針

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | P. 65 |
| (2) 介護老人保健施設 | P. 66 |
| (3) 介護療養型医療施設 | P. 66 |
| (4) 介護医療院 | P. 66 |

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホームは、在宅での生活が困難な原則要介護3以上の中重度の要介護認定者に対し、食事、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上の世話等を目的とした施設です。

平成29年3月に実施した「施設入所等待機者調査」の結果において、在宅で待機をしている方のうち1年以内に入所の必要性が高い要介護3以上の待機者数は東三河全体で413人でした。この結果に、計画期間中の要介護認定者の伸びを考慮すると、平成32年度における待機者数は442人程度になる見込みです。

一方、本調査後に開設を予定している特別養護老人ホームの定員数については、東三河全体で576人あることから、第7期期間における本サービスの供給量は満たしています。

また、中重度の要介護状態になっても住み慣れた自宅での継続した生活を支援する、24時間365日対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を各地域に整備すること、看護小規模多機能型居宅介護を1事業所整備することで、さらなる待機者増加の抑制を図ることから、新たな整備は行いません。

【整備状況】

| 区分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 施設整備数 | — | — | — |
| 整備定員数 | — | — | — |
| 総施設数 | 28 | 28 | 29 |
| 総定員数 | 2,412 | 2,512 | 2,541 |

※総施設数、総定員数の増加は、6期計画で整備した施設の開設による。

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、状態の安定している要介護認定者の方が在宅復帰できるようにリハビリを中心としたケアを行う施設です。

平成29年3月に実施した「施設入所待機者調査」の結果において、約60人の待機者がいる結果となりましたが、看護小規模多機能型居宅介護等の医療系サービスを併せ持つ在宅サービスの整備を推進することから新たな整備は行いません。

【整備状況】

| 区分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 施設整備数 | — | — | — |
| 整備定員数 | — | — | — |
| 総施設数 | 18 | 18 | 18 |
| 総定員数 | 1,638 | 1,638 | 1,638 |

(3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、廃止期限が6年間延長されますが、新たな施設整備は法令上できないため整備は行いません。

【整備状況】

| 区分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 施設整備数 | — | — | — |
| 整備定員数 | — | — | — |
| 総施設数 | 8 | 8 | 8 |
| 総定員数 | 654 | 654 | 654 |

(4) 介護医療院

現時点では、本サービスの位置づけや入所対象者像、サービス内容等が明確でないことから、詳細が判明後、整備方針を定めます。

(7) 住環境への支援

① 養護老人ホーム入所措置の実施

65歳以上の身体上もしくは精神上または環境上の理由および経済的理由で居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所措置を行っています。

適切な施設の維持管理に努めるとともに、対象者への円滑な入所措置を図ります。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|---------------|-----|---|-------|
| ア | 養護老人ホーム入所措置事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆65歳以上の者で、身体上もしくは精神上または環境上の理由および経済的理由で居宅において養護を受けることが困難な方を対象とする施設で、市養護老人ホーム寿楽荘および近隣に所在する養護老人ホームへ入所措置を行っています。 ◆ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、需要は増えてきています。また、入所者が高齢となり、介護が必要な状況が増えており、入所者の介護状態を考慮しながら、早期に特別養護老人ホーム等の申し込みの手立てが必要です。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆入所については、ケアマネジャー・高齢者ふれあい相談センター・病院等と連携を図り、対象者を速やかに措置できるよう、事業を継続します。 ◆施設の老朽化対策として平成29年度より3カ年で大規模修繕を行います。 | |

【実績値】

■養護老人ホーム入所措置事業の利用状況（各年4月1日現在）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 措置者数 | 23人(4) | 20人(4) | 23人(3) |

※措置者数のうち（ ）は他市町村施設入所者

※平成29年4月1日現在の市養護老人ホーム入所者数は24人（他市町村4人含む）

② ケアハウスの活用支援

60歳以上で、身体機能の低下が認められる方及び高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる方への対応として、ケアハウスを紹介しています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加傾向にあり、入居相談も増加しており、今後もこの状況は続くことが予測されることから、対象者の適切な把握に努めるとともに、ケアハウスの活用を支援します。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|-------|-----|--|-------|
| ア | ケアハウス | 現状 | ◆60歳以上で、身体機能の低下が認められる者及び高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者を対象とする施設で、生活相談を受けたときには、心身の状況に応じてケアハウスを紹介しています。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯が安心して暮らせる施設の照会、相談は増加傾向にあるため、ケアハウスの適切な情報収集に努めます。 | |

③ シルバーハウジング（県事業）への生活援助員の派遣

県営弁天住宅のシルバーハウジングに入居する高齢者に生活援助員を派遣し、安否確認・生活相談等を行っています。

関係機関の連携強化が必要です。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|-------------------|-----|--|-------|
| ア | シルバーハウジング生活援助員の派遣 | 現状 | <p>◆高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様が施され、緊急通報システムが設置されたシルバーハウジング（高齢者世話付住宅）に入居する高齢者に対し、生活援助員が月1回訪問し、安否確認・生活相談等を行っています。</p> <p>◆入居者にとって、生活援助員は身近な相談・援助者として欠かせない存在となっています。しかし、入居者の高齢化に伴い、入居者の要望も複雑化しており、認知症や家族関係等の問題もあり、援助員の職務外の対応が必要となってきています。</p> | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | <p>◆住宅供給公社と入退居の連絡を取り合い、入居時から、入居者及び親族との連絡を密に行い、ニーズにあった相談・援助体制を整備します。</p> | |

【実績値】

■シルバーハウジング生活援助員の派遣の利用状況

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度（見込み） |
|------|--------|--------|-------------|
| 利用時間 | 65 時間 | 108 時間 | 120 時間 |

④ 高齢者生活福祉センターの活用

作手地区の高齢者生活福祉センター(虹の郷)には居住機能が整備されています。高齢者の生活状況に応じた施設の活用を図り、ひとり暮らし高齢者等への支援に努めます。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|-----------|-----|---|-------|
| ア | 虹の郷居住提供事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢等のため独立して生活することに不安のある方に対して、一定期間居住の場を提供しています。 ◆冬場の寒い時期に、自立して生活していくのに不安のある高齢者の利用が多くなっています。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆ひとり暮らし高齢者等の生活不安解消に努め、継続して事業を実施します。 | |

⑤ サービス付き高齢者向け住宅の整備

居住する住まいが高齢者に適していない場合、バリアフリー等が整備された住まいに住み替えることが必要です。高齢者住まい法の改正に伴い「サービス付き高齢者向け住宅」が新設されました。

国の動向を踏まえ、高齢者のニーズに合わせ、サービスを提供します。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|----------------|-----|---|-------|
| ア | サービス付き高齢者向け住宅等 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者向け賃貸住宅については、平成23年度に高齢者住まい法が改正され、都道府県が認定する住宅として、高齢者に安全・快適な設計や設備を備えたサービス付き高齢者向け住宅が新設されました。 ◆介護付の高齢者専用賃貸住宅が、平成23年度に1施設(52床)整備されました。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆高齢者のニーズに応じて、整備・誘致を検討します。 | |

(8) 保健・医療・福祉の連携強化

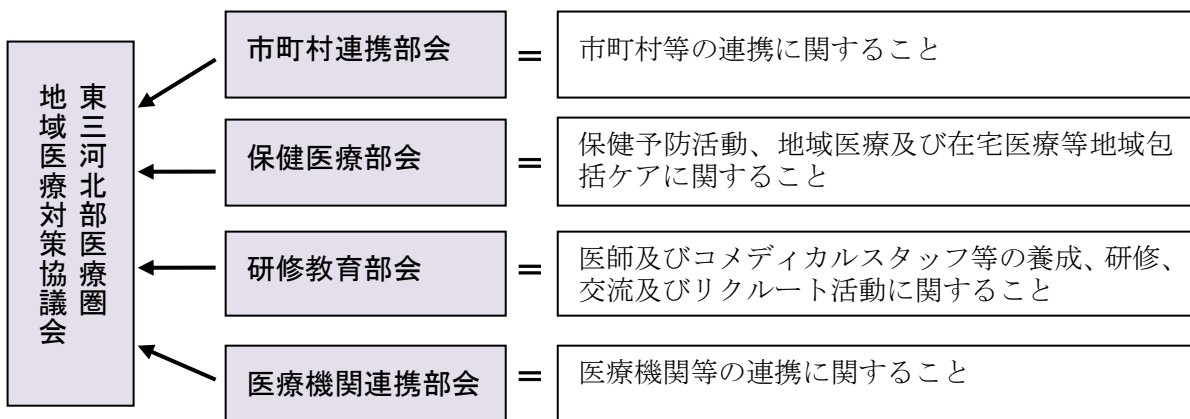
① 地域医療ネットワークの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域医療の推進が重要です。東三河北部医療圏地域医療対策協議会において、ネットワークの強化を図るとともに、地域医療の充実に努めます。

【主な取り組み】

| 取り組み名 | 内容 | 実施主体 |
|----------------------|--|---------|
| 東三河北部医療圏地域医療対策協議会の開催 | 現状 ◆全国的な医師不足等が深刻化する中で、東三河北部医療圏における質の高い地域医療を将来にわたり安定的に供給できるシステムや仕組みを構築するため、東三河北部医療圏地域医療対策協議会を開催しています。 ◆医師等従事者の確保・育成、健康医療に関する市民団体の育成及び確保や情報発信等に取り組んでいますが、医師等医療従事者の不足は全国的なことであり、いかに地域の医療機関が連携し役割分担していくかが課題となっています。 | 地域医療支援室 |
| | 方向性 ◆医師等医療従事者の研修教育プログラムの確立、健康医療に関する住民理解の増進等を通して、地域医療のレベルアップを図るとともに、県の参画のもと地域医療連携体制の構築を目指します。 | |

【協議会組織図】



② 高齢者の在宅医療の推進

高齢者が在宅で安心して生活を送るためには、日常的に継続した診療を行うかかりつけ医の推進とともに、高齢者の在宅医療支援の要となる新城市訪問看護ステーションや民間の訪問看護ステーション等との連携が重要です。多様な高齢者の在宅医療ニーズに対応するため、高齢者の心身の状況を適切に把握するための支援に努めます。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|---------------|-----|--|---------------|
| ア | かかりつけ医の推進 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者が健やかに安心して生活するため、日常的な診療、健康管理を行うかかりつけ医を推進します。 ◆身近な地域で日常的な診療、あるいは健康相談ができ、個々の生活習慣等も把握した上で、治療のみならず予防も含めた生活指導を行う「かかりつけ医」の役割は、医療、介護の連携の面からも重要です。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者が安心して暮らし続けるため、地域医療基盤の整備に努めるとともに、かかりつけ医を推進します。 | |
| イ | 新城市訪問看護ステーション | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆訪問看護ステーションは看護師が管理者となり、主治医からの指示のもと介護支援専門員等と連携しながら在宅療養されている方を支援します。 ◆認知症のケアや在宅での看取り等、高齢者の在宅医療を支援しています。 | 新城市訪問看護ステーション |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者の在宅療養の支援のため、訪問看護ステーションを充実するとともに、介護支援専門員等との連携強化を促進します。 | |

③ 医療と介護の連携強化（在宅医療・介護連携推進業務）

在宅医療・介護の連携推進業務は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としています。

本市においては、平成26年度から平成28年度までの3年間、愛知県地域包括ケアモデル事業を受託し行った取り組みを引き続き実施し、医療と介護の連携を進めています。今後も、国の指針に沿いながら積極的に推進していきます。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|-------------------------|-----|---|-----------|
| ア | 地域の医療・介護の資源の把握 | 現状 | ◆地域の医療機関、介護事業者等の住所・機能等の把握を行っています。 ◆把握した医療機関、介護事業者等の情報をまとめ、リスト又はマップを作成、活用しています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆作成したリスト等の情報を順次更新し、地域の医療・介護関係者や住民に広く公開を行います。 | |
| イ | 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 | 現状 | ◆地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策等の検討を行っています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆引き続き会議を開催するとともに、個別の課題について更なる検討が必要な場合はワーキング等を設置します。 | |
| ウ | 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 | 現状 | ◆地域資源等の把握から、本市の地域包括ケアシステムにおける各職種の役割について検討し、本市に必要な資源等、今後の取組みを検討している。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取り組みを行います。 | |

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|-----------------------|-----|---|-----------|
| エ | 医療・介護関係者の 情報共有の支援 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆会議等により、多職種連携推進の課題等を検討しています。 ◆東三河ほいっふネットワーク（ICTシステム）の操作研修会等を開催し、利用者の増加を推進しています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆東三河ほいっふネットワーク（ICTシステム）のルール等を整備し、地域の医療・介護関係者間の情報共有の支援を行います。 | |
| オ | 在宅医療・介護連携 に関する相談支援 | 現状 | ◆多職種それぞれの役割を明確化し、業務内容を整理し、どのように相談体制を構築していくか検討しています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口（在宅医療サポートセンター等）の運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療、介護サービスに関する事項の相談の受付を行います。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、利用者・患者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関・介護事業者相互の紹介を行います。 | |
| カ | 医療・介護関係者の 研修 | 現状 | ◆多職種の業務内容等をお互いに理解し、連携体制の推進を図るため、研修会（グループワーク等）を開催しています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行います。 | |

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|-----------------------|-----|---|-----------|
| キ | 地域住民への普及啓発 | 現状 | ◆地域包括ケアシステムへの理解を深めていただくため、市民向け講演会や、地域へ出向いて出前講座を開催しています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、出前講座やパンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図ります。 | |
| ク | 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 | 現状 | ◆東三河広域連合発足により、東三河各市町村と連携を図っています。 ◆東三河ほいっぷネットワーク（ICTシステム）を活用した東三河での情報共有を行っています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆同一の二次医療圏内にある市町村や隣接する市町村等が連携して、広域連携が必要な事項について協議します。 | |

【実績値】

■東三河ほいっぷネットワーク（ICTシステム）登録事業者数

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度（見込み） |
|------|----------|----------|---------------|
| 事業者数 | 27 事業所 | 43 事業所 | 51 事業所 |

■医療・介護関係者の研修会の開催

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度（見込み） |
|------|----------|----------|---------------|
| 開催回数 | 3 回 | 3 回 | 2 回 |
| 参加者数 | 168 人 | 147 人 | 92 人 |

■地域住民への普及啓発

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度（見込み） |
|------|-----|----------|----------|---------------|
| 開催回数 | 講演会 | 2 回 | 1 回 | 0 回 |
| | 講座 | | 1 回 | 13 回 |
| 参加者数 | | 528 人 | 210 人 | 492 人 |

(9) 生活支援体制整備

① 生活支援体制整備

生活支援サービス充実のため、地域住民が情報共有する場としての協議体で、社会資源の把握等を行います。生活支援コーディネーターを配置することにより、関係機関のネットワーク構築を進め、地域ニーズとサービス提供をマッチングする役割を担います。

| | | | | |
|---|------------------------|-----|---|-----------|
| ア | 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置 | 現状 | ◆第1層（市全体区域）コーディネーターを社会福祉協議会に委託し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図っています。また、生活支援サービスの多様な主体間の情報共有、連携する場を設置します。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆生活支援サービスのコーディネート機能を有する者（地域支え合い推進員）を第2層（日常生活圏域）へ配置することや協議体の設置を行い、さまざまな地域資源を活用しながら生活支援・介護予防にかかるサービスの基盤整備を行います。 ◆社会参加・社会的役割を持つことが高齢者の生きがいや介護予防につながることから、多様な生活支援サービスが創出され、利用できるような地域づくりを、第2層ごとに協力等を求め、情報交換を行いながら、住民主体の事業を推進します。 | |

■ 3-2 認知症施策の推進

(1) 認知症への支援体制の充実

① 認知症の理解を深めるための普及・啓発

認知症は、身近な病気であることを伝え、認知症への理解を深めます。

【主な取り組み】

| 取り組み名 | | 内容 | | 実施主体 |
|-------|---------------|-----|---|-------------------------|
| ア | 認知症サポーター養成講座 | 現状 | ◆標準テキストやビデオを使って、認知症の基本的な知識を学び、認知症に関する知識の普及と理解の促進を図る認知症サポーターを養成します。 | 地域包括支援センター 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆「認知症になっても暮らしやすいまちづくり」を目指し、認知症に対する知識を持ち、本人や家族を支援する人の増加を図ります。 | |
| イ | 認知症ケアパスの活用・普及 | 現状 | ◆認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、認知症ケアパスの普及が必要です。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆地域・医療・介護に関わる多職種や地域が連携し、認知症の人とその家族を支援するための仕組みである認知症ケアパスが適切に活用されるよう、地域包括支援センターが中心となり、市民への情報提供や啓発を行います。 | |
| ウ | 若年性認知症施策 | 現状 | ◆65歳未満で発症する若年性認知症の特性に配慮した支援が必要とされています。 ◆市のホームページに相談先を紹介しています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆若年性認知症の人やその家族の居場所づくり、就労継続等特性に配慮した支援の整備を行います。 | |

【実績値】

■ 認知症サポーター養成講座の開催状況

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度(見込み) |
|------|--------|--------|-------------|
| 開催回数 | 5回 | 6回 | 20回 |

② 相談・医療・介護等の提供

必要な医療や介護を導入及び調整し認知症の人及びその家族の相談や生活を支援します。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|---------------|-----|---|-----------|
| ア | 認知症初期集中支援推進 | 現状 | ◆認知症の人やその家族に対し、早期診断・早期対応に向けた支援体制が必要となっています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆支援チームを配置し、認知症サポート医の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。 | |
| イ | 認知症地域支援推進員等配置 | 現状 | ◆認知症地域支援推進員を配置し認知症の人やその家族を支援する相談業務や地域の支援体制の構築を図っています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆専任のスタッフを確保し、支援体制の構築強化を図ります。 | |

③ 介護者支援

認知症高齢者の増加が見込まれ、介護者の負担も増大しています。介護者の交流や介護教室を開催し、精神的身体的な負担を軽減します。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|--------|-----|--|-------------------------|
| ア | 介護者座談会 | 現状 | ◆認知症介護者の交流を図るため、介護経験や相談事を共有できる座談会を開催しています。 | 地域包括支援センター 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆開催方法や内容について、参加者のニーズを捉え充実を図ります。 | |

| | | | | |
|---|----------------------|-----|---|-----------|
| イ | 認知症カフェの設置 支援 | 現状 | ◆介護サービス事業者等の協力を得て、実施しています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆介護サービス事業者等が必要とする支援の提供を検討し、事業の継続を支援します。 | |
| ウ | 家族介護継続支援 | 現状 | ◆認知症高齢者の介護者に対し交流や知識を深めるための講演会等を開催しています。 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 方向性 | ◆正しい知識の普及に努めるとともに内容の充実を図ります。 | |
| エ | 徘徊高齢者見守りSOSネットワークの推進 | 現状 | ◆「新城市認知症高齢者徘徊SOS広域ネットワーク事業」を立ち上げ、高齢者が行方不明となった場合に、近隣市町村、地域包括支援センター、高齢者ふれあい相談センター、市内居宅介護支援事業所に情報を提供しています。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆より迅速に事態に対処するため、多くの民間事業者や認知症サポーターなどに協力を依頼し、事業の充実を図ります。 | |

【実績値】

■介護者座談会の開催状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|------|----------|----------|----------------|
| 開催回数 | 6 回 | 6 回 | 6 回 |

■家族介護継続支援の開催状況

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) |
|------|----------|----------|----------------|
| 開催回数 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

■3-3 安全・安心のまちづくりの推進

(1) 安全・安心のまちづくり

① 防災対策の充実

災害時において、迅速かつ適切に対応できる体制づくりが必要です。災害対策基本法の改正に伴い、市の備える災害時要援護者名簿対象者への平常時からの情報提供の同意を推進します。また、福祉避難所の設置においても引き続き指定に努め、災害時の高齢者等の受け入れ体制を整備します。

高齢者の急病等、緊急時に備え、ひとり暮らし高齢者等の世帯に対し、救急医療情報キットの配付促進を図ります。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|------------------------|-----|--|-------------|
| ア | 災害時要援護者に関する情報提供への同意の推進 | 現状 | ◆災害対策基本法の改正により市町村に要援護者の名簿作成が義務付けられ、非常時の情報提供は可能となりましたが、有効な情報の活用には平常時から地域支援者に情報提供を可能とするための同意を求めることが必要となっています。 | 防災安全課・福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆制度のPRを積極的に行い、対象者の理解を求めるとともに地域ごとの個別支援計画の整備を推進します。 | |
| イ | 福祉避難所の設置 | 現状 | ◆平成23年度より老人福祉施設等を対象に災害時における福祉避難所の開設・運営に関する協定締結により、市内5か所を福祉避難所として指定しています。 ◆今後も順次利用可能な各施設と協議、調整により福祉避難所の指定作業を進めていきます。 | 防災安全課・福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆引き続き民間事業所を含めた指定作業を行うとともに、市民に向けて福祉避難所の情報提供に努めます。福祉避難所との情報共有・連絡体制を整えます。 | |

| | | | | |
|---|---------------|-----|---|-------|
| ウ | 救急医療情報キット配布事業 | 現状 | <p>◆高齢者の急病等の緊急時に備えて、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等に救急医療情報キットの配付を行っています。</p> <p>◆医療情報、緊急連絡先等が記入された情報用紙を専用の容器に入れて、自宅に保管することで、救急隊が駆けつけた時に適切な処置ができるようにしています。</p> | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | ◆さらなるキットの普及と記載内容の更新を呼びかけ、事業の推進と充実を図ります。 | |

【実績値】

■災害時要援護者登録者数

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度(見込み) |
|-----|----------|----------|---------------|
| 対象者 | 4,265 人 | 4,766 人 | 4,994 人 |
| 同意者 | 2,489 人 | 2,619 人 | 2,428 人 |

■救急医療情報キット配布世帯数

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度(見込み) |
|------|----------|----------|---------------|
| 配布世帯 | 2,326 世帯 | 2,331 世帯 | 2,333 世帯 |

② 高齢者見守りネットワークの充実

民間の協力事業者が業務中に高齢者の異変に気付いた時、福祉介護課に連絡いただき、協力機関・協力団体の情報を得て、安否などの状況確認を行います。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|----------------|-----|---|-------|
| ア | 高齢者見守りネットワーク事業 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、見守り体制の充実と強化を図ることを目的として実施しています。 ◆協力事業者の方が業務中に高齢者の異変に気付いたとき、新城市役所福祉介護課に連絡いただき、協力機関・協力団体の情報を得て安否等の状況確認を行うものです。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆今後は活動の周知・啓発と協力事業者の掘り起しを進め、事業の充実と活動範囲の拡大を図ります。 | |

(2) 虐待防止ネットワークの強化

① 高齢者及び障害者虐待防止ネットワークの機能強化

高齢者及び障害者虐待防止ネットワークを通じて、関係機関が連携し、虐待防止への支援方法等を検討します。高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるよう、高齢者の虐待の防止に努めます。

【主な取り組み】

| | 取り組み名 | 内容 | | 実施主体 |
|---|--------------------|-----|--|-------|
| ア | 高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者及び障害者虐待防止ネットワークを形成し、関係機関と連携をとっています。高齢者虐待の疑いの通報を市または地域包括支援センターに集約し、虐待の疑いがある場合は、関係機関で構成する支援会議で対応方法を検討し、連携をとって相談・支援を行っています。 ◆ 虐待の通報があった場合、家庭を訪問し、情報の収集に努めていますが、家庭内のことであるため、詳しい情報が得られないのが現状です。 | 福祉介護課 |
| | | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者虐待防止等に関する啓発活動を強化し、地域包括支援センターや警察、保健所等と連携をとり、相談・支援に努めます。 | |

資料 1 介護保険事業計画

※東三河広域連合介護保険事業計画より抜粋

(1) 第7期介護保険料の算定

第7期事業計画期間の第1号被保険者の保険料は、以下のとおり算定します。

①第1号被保険者の保険料で賄う費用総額

$$\begin{aligned}
 & \left[\begin{array}{l} \text{第7期事業計画} \\ \text{期間における} \\ \text{介護給付費総額} \\ (160,934,000 \text{ 千円}) \end{array} \times \begin{array}{l} \text{第1号被保険者} \\ \text{の負担率} \\ (23.0\%) \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{第7期事業計画} \\ \text{期間における} \\ \text{地域支援事業費総額} \\ (10,617,000 \text{ 千円}) \end{array} \times \begin{array}{l} \text{第1号被保険者} \\ \text{の負担率} \\ (23.0\%) \end{array} \right] \\
 & + \left[\begin{array}{l} \text{第7期事業計画期間} \\ \text{における財政調整交付金} \\ \text{(給付費等の5.0\%)} \\ (8,356,400 \text{ 千円}) \end{array} - \begin{array}{l} \text{第7期事業計画期間における} \\ \text{財政調整交付金交付見込額} \\ \text{(実際の交付割合3.5\%)} \\ (5,849,551 \text{ 千円}) \end{array} \right]
 \end{aligned}$$

※財政調整交付金は、後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。財政調整交付金が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。なお、東三河広域連合では交付割合を3.5%と想定して算出しています。

②必要保険料基準月額

$$\begin{array}{l} \text{第1号被保険者の} \\ \text{保険料でまかなう} \\ \text{費用総額} \\ (41,963,579 \text{ 千円}) \end{array} \div \begin{array}{l} \text{予定保険料} \\ \text{収納率} \\ (98.9\%) \end{array} \div \begin{array}{l} \text{補正} \\ \text{被保険者数} \\ (637,084 \text{ 人}) \end{array} \div 12 \text{ ヵ月} = 5,550 \text{ 円}$$

※予定保険料収納率は、東三河8市町村の過去3年間の加重平均を設定しています。

※補正被保険者数は、基準額に対する保険料率を各所得段階の人口に掛け合わせたもので、年度ごとに補正被保険者数を算出した3年間の合計値です。

③介護保険給付費等準備基金による保険料軽減

介護保険給付費等準備基金は、介護保険の健全かつ円滑な運営を図るために市町村ごと設置していますが、第7期事業計画においては、保険者統合により広域連合において新たに基金を設置します。第6期事業計画までに積み立てられた介護保険給付費等準備基金については、各市町村の第1号被保険者が負担してきた保険料であることから、市町村の基金残高に応じて保険料を軽減するため、第7期事業計画の保険料基準月額は市町村ごとに異なります。各市町村の保険料基準月額は②の必要保険料基準月額から市町村ごとの保険料軽減額を控除して算定します。

■第7期事業計画市町村別保険料基準月額

| 市 町 村 | 保険料軽減額 | 保険料基準月額 |
|-------|---------|---------|
| 豊 橋 市 | 737 円 | 4,813 円 |
| 豊 川 市 | 369 円 | 5,181 円 |
| 蒲 郡 市 | 1,047 円 | 4,503 円 |
| 新 城 市 | 337 円 | 5,213 円 |
| 田 原 市 | 679 円 | 4,871 円 |
| 設 楽 町 | 425 円 | 5,125 円 |
| 東 栄 町 | 725 円 | 4,825 円 |
| 豊 根 村 | 132 円 | 5,418 円 |

(2) 第7期介護保険料の所得段階区分及び保険料率

第7期事業計画では、低所得者層の負担軽減に配慮するとともに、保険料の上昇を抑制するため、所得段階区分の細分化を行うなど、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定します。

①低所得者層の保険料率の軽減

第2段階の方の保険料率を国標準の0.75から0.65にすることで、低所得者層の方の負担を軽減します。

②第9段階の細分化

国標準の第9段階目を4段階に細分化して12段階に設定します。第10段階は「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方」、第11段階は「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方」、第12段階は「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方」の所得要件を満たす方とします。また、第10段階の保険料率を1.80、第11段階の保険料率を1.90、第12段階の保険料率を2.00と設定します。

■国基準と広域連合第7期事業計画の比較

<国基準>

| 段 階 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 | 第4段階 | 第5段階 | 第6段階 | 第7段階 | 第8段階 | 第9段階 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 保険料率 | 0.50 | 0.75 | 0.75 | 0.90 | 1.00 | 1.20 | 1.30 | 1.50 | 1.70 |

<広域連合>

| 段 階 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 | 第4段階 | 第5段階 | 第6段階 | 第7段階 | 第8段階 | 第9段階 | 第10段階 | 第11段階 | 第12段階 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 保険料率 | 0.50 | 0.65 | 0.75 | 0.90 | 1.00 | 1.20 | 1.30 | 1.50 | 1.70 | 1.80 | 1.90 | 2.00 |

(3) 所得段階別の保険料率

第7期事業計画の保険料は、各市町村の介護保険給付費等準備基金残高に応じて保険料が軽減されるため、市町村ごとの保険料基準額に所得段階別の保険料率を乗じて算定します。

■所得段階別の保険料率

| 段階 | 対象者 | 保険料率 |
|-------|---|-----------|
| 第1段階 | ・生活保護を受けている方 ・高齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方 | 基準額×0.50 |
| 第2段階 | ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超え、120万円以下の方 | 基準額×0.65 |
| 第3段階 | ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が120万円を超える方 | 基準額×0.75 |
| 第4段階 | ・本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方 | 基準額×0.90 |
| 第5段階 | ・本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超える方 | 基準額(1.00) |
| 第6段階 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.20 |
| 第7段階 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 | 基準額×1.30 |
| 第8段階 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | 基準額×1.50 |
| 第9段階 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の方 | 基準額×1.70 |
| 第10段階 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方 | 基準額×1.80 |
| 第11段階 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方 | 基準額×1.90 |
| 第12段階 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方 | 基準額×2.00 |

(4) 新城市の保険料の推移

| | 第1期 | | 第2期 | | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 |
|-------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成12～14年度 | | 平成15～17年度 | | 平成18～20年度 | 平成21～23年度 | 平成24～26年度 | 平成27～29年度 | 平成30～32年度 |
| 新城市 | 旧新城市 | 2,480円 | 旧新城市 | 2,480円 | 3,560円 | 3,560円 | 4,450円 | 4,950円 | 5,213円 |
| | 旧鳳来町 | 2,400円 | 旧鳳来町 | 2,500円 | | | | | |
| | 旧作手村 | 2,600円 | 旧作手村 | 2,600円 | | | | | |
| 愛知県平均 | 2,737円 | | 2,946円 | | 3,993円 | 3,941円 | 4,768円 | 5,191円 | |
| 全国平均 | 2,911円 | | 3,293円 | | 4,090円 | 4,160円 | 4,972円 | 5,514円 | |

資料2 計画の進行管理

保健・医療・福祉・介護を推進する組織・体制の充実を図り、高齢者施策を総合的・計画的に進めるために、関連各部署の連携を強化するとともに、地域包括支援センターを中心に、包括的ネットワークが効果的に機能するよう、総合的に調整を行います。

また、計画の進捗状況については、年度ごとに検証し、計画の円滑な進行方策について検討していきます。

資料3 策定体制・策定経過

(1) 新城市高齢者保健福祉計画策定委員会条例

○新城市高齢者保健福祉計画策定委員会条例

平成24年12月20日

条例第45号

改正 平成25年7月3日条例第32号

平成27年3月31日条例第3号

平成28年12月22日条例第52号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画（以下「老人福祉計画」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）の策定等をするため、新城市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定及び変更に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉法人新城市社会福祉協議会を代表する者
- (2) 新城市民生委員児童委員協議会を代表する者
- (3) 一般社団法人新城市医師会を代表する者
- (4) 新城歯科医師会を代表する者
- (5) 新城薬剤師会を代表する者
- (6) 介護サービス事業者を代表する者
- (7) 市民を代表する者

(8) 愛知県新城設楽福祉相談センターを代表する者

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から第2条の規定による答申をする日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年7月3日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日条例第3号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月22日条例第52号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 新城市高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

| 役職 | 氏名 | 代表区分 | 備考 |
|------|--------|--------------------|----------------------------|
| 委員長 | 前澤 このみ | 新城市社会福祉協議会 | 新城市社会福祉協議会会長 |
| 副委員長 | 加藤 実 | 市民 | 新城市老人クラブ連合会会長 第1号被保険者代表 |
| 委員 | 森藤 好章 | 新城市民生委員 児童委員協議会 | 新城市民生委員児童委員協議会会長 |
| 〃 | 熊谷 勝 | 新城市医師会 | 新城市医師会 |
| 〃 | 草深 伸一 | 新城歯科医師会 | 新城歯科医師会副会長 |
| 〃 | 菅谷 彰尋 | 新城市薬剤師会 | 新城市薬剤師会会長 |
| 〃 | 赤谷 政明 | 介護サービス事業者 | 特別養護老人ホーム くるみ荘荘長 |
| 〃 | 菅谷 宣良 | 市民 | 新城市代表区長会 |
| 〃 | 岡田 節枝 | 市民 | ボランティア団体 新城はぐるまの会会長 |
| 〃 | 長谷川 智 | 愛知県 | 新城設楽福祉相談センター 次長兼地域福祉課長 |

(3) 計画策定経過

| 年 月 日 | 実 施 事 項 | 内 容 |
|-------------------------------|---------------|---|
| 平成 29 年 8 月 10 日 | 第1回計画策定委員会 | 辞令交付 委員長、副委員長の選出 会議の公開検討 広域連合アンケート調査結果報告 |
| 平成 29 年 10 月 26 日 | 第2回計画策定委員会 | 計画骨子案検討 |
| 平成 29 年 12 月 26 日 | 第3回計画策定委員会 | 計画案検討 パブリックコメント実施方法検討 |
| 平成 30 年 1 月 22 日 ～2 月 20 日 | 計画案のパブリックコメント | |
| 平成 30 年 2 月 27 日 | 第4回計画策定委員会 | パブリックコメントの結果報告 計画案の最終確認 |
| 平成 30 年 3 月 12 日 | 計画案の答申 | |

資料4 用語説明

あ

か

【介護支援専門員（ケアマネジャー）】

介護保険法第7条第5項に規定された、要介護者等からの相談に応じて、その心身の状況等により適切な居宅サービス及び施設サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業。

【介護療養型医療施設】

医療法に規定された、療養病床を有する病院、診療所において、その療養病床に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

身体上または精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者（要介護者）を入所させ、施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とする施設。

【介護老人保健施設】

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

【居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)】

要介護者(要支援者)の心身の状況、置かれている環境、本人・家族の希望等を勘案して、利用者の日常生活全般を支援する観点から、どのようなサービスをいつどのくらい利用するかを書面にまとめたもので、原則、サービス提供を受ける前に作成される。ケアプラン作成は、介護支援専門員による解決すべき課題把握（アセスメント）、サービス担当者会議等での意見聴取、利用者・家族の同意等を経て行われ、作成後、定期的な実施状況の把握（モニタリング）等により適宜見直される。なお、ケアプラン

は、利用者本人が作成することも可能になっている。

【居宅療養管理指導】

居宅において介護を受ける要介護者に対して、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が、訪問して行う療養上の管理及び指導をいう。

【ケアハウス】

60歳以上（夫婦のどちらかが60歳以上）で、かつ、身体機能の低下等が認められまたは高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者が低額な料金で利用できる施設。

【ケアマネジメント】

介護支援専門員が、要介護者等やその家族から、心身や生活等の状態や課題を分析しニーズを的確に把握して、介護サービス提供者や医療機関との連携・調整を図りながら、ケアプランを作成し、適切なサービスの提供に結びつけていくとともに、点検・評価を行い必要に応じて見直す等、専門的な観点から支援を行う。

【高齢者生活福祉センター】

通所介護施設（デイサービスセンター）等に居住部門を合わせ整備した小規模多機能型施設。

【高齢者ふれあい相談センター】

高齢者とその家族の相談に応じ、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を実施している窓口。

さ

【災害時要援護者】

高齢者世帯、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時に1人で避難が難しい住民のこと。

【住宅改修】

介護を受ける要介護者が、その居住する住宅について改修を行った場合で、市町村が要介護者の心身や住宅の状況から必要と認めるときは、介護保険から居宅介護住宅改修費が支給される。原則として同一住宅につき20万円までを支給限度基準額とし、その9割が保険より給付される。なお、最初の住宅改修着工日と比べて要介護度の状態区分が3段階以上重くなった場合、例外的に、改めて住宅改修費の支給を受けることができる。また、転居した場合は、改めて住宅改修費の支給が受けられる。

【小規模多機能型居宅介護】

居宅の要介護者について、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯等の家事、生活等に関する相談・助言等日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

【シルバーハウジング】

バリアフリーに対応した公共賃貸住宅に、60歳以上の高齢者を対象に安否の確認や緊急時対応等のサービスを行う生活援助員（ライフサポートアドバイザー＝LSA）を配置した「高齢者世話付き住宅」のこと。

【シルバー人材センター】

一定地域に居住する定年退職者等の高齢者を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的または軽易な就業の機会を確保、提供することを目的として設立された都道府県の指定する公益法人。また、厚生労働大臣に届け出て、無料職業紹介事業や一般労働者派遣事業を行うことができる。

【成年後見制度】

判断能力が十分でない者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度。

た

【第1号被保険者】

65歳以上の高齢者のこと。

【第2号被保険者】

40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

【短期入所生活介護（ショートステイ）】

居宅において介護を受ける要介護者を特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことをいう。

【短期入所療養介護（ショートステイ）】

居宅において介護を受ける要介護者を介護老人保健施設、介護療養型医療施設、医療法による療養病床を有する病院または診療所等に短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。

【地域支援事業】

高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業を行うことをいう。

【地域包括支援センター】

地域住民の心身の健康保持や生活安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的とした機関で、市町村から介護予防支援事業者としての指定を受け、要支援者に対する「介護予防サービス計画」（ケアプラン）の作成等のケアマネジメントを行う。

原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとしている。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

入所定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者について、当該施設が地域密着型施設サービス計画に基づき行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

【地域密着型通所介護】

制度改正により、平成28年度から小規模な通所介護事業所は、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけられることとなる。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

入居定員が29人以下の介護専用型有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）に入居している要介護者について、当該施設が地域密着型特定施設サービス計画に基づき行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。

【通所介護（デイサービス）】

居宅において介護を受ける要介護者をデイサービスセンター等に通わせ、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話、機能訓練等を行うことをいう。

【通所リハビリテーション（デイケア）】

居宅において介護を受ける要介護者で病状が安定期にある者に対し、介護老人保健施設、病院、診療所において心身機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、医学的管理の下で、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことをいう。

【特定施設入居者生活介護】

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入居している要介護者について、当該施設が特定施設サービス計画に基づき行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。

【特定福祉用具購入】

居宅において介護を受ける要介護者の入浴または排せつの用に供する福祉用具を政令に定めるところにより行われる販売をいう。

購入費の支給に当たっては、支給限度基準額が同一年度で10万円であり、かつ、同一年度で原則として1種目1回に限られる。

な

【日常生活圏域】

介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して市町村が定める区域。

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する手続の援助や利用料の支払い等一連の援助を行うもの。

【認知症】

認知症とは、「一旦正常に発達した知的機能が、後天的な脳の器質的な障害により持続的に低下し、日常生活や社会生活が営めなくなっている状態」と定義されている。

【認知症サポーター】

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族の気持ちを理解し、状況に応じた声かけや手助けを行う応援者。「認知症の理解」や「認知症サポーターの役割」等について60分～90分の講座を受講し、修了者にはサポーターの証となる「オレンジリング」が交付される。

【認知症対応型通所介護】

居宅の要介護者であって、認知症である者について、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の施設またはデイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

【認知症対応型共同生活介護】

要介護者であって認知症である者を、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

【認認介護】

認知症の家族を介護している人もまた認知症を患っていること。

【ねんりんピック】

高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭の愛称。厚生省創立50周年を記念して昭和63（1988）年に開始されて以来、毎年開催されている。

は

【バリアフリー】

高齢者、障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味で、もともと住宅建設用語で登場し、段差等障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者等の社会参加を困難としている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去をいう意味でも用いられる。

【標準給付費】

事業費総額から1割の利用者負担額等を差し引いた保険給付の対象額。

介護給付・予防給付の合計費用で、保険者の判断による独自の給付分（居宅介護サービス費等の区分支給限度基準額や福祉用具購入費等の支給限度基準額の上乗せ分、保険者の特別給付・保健福祉事業の分）等の費用は含まない。

【福祉避難所】

地震や豪雨、津波といった大きな災害が起こったときに、介護の必要な高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病人のうち、特別の配慮を必要とする人たちを一時受け入れてケアする施設。小学校等、通常の避難所での生活が困難な人たちのための避難所である。原則的に健常者は避難することができない。専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定することになっている。施設はバリアフリー化されていて援護が必要な人の利用に適している施設でなければならない。

【福祉用具貸与】

居宅において介護を受ける要介護者の日常生活の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具の貸与をいう。なお、身近なところで福祉用具に関する適切な選択と使用の相談に応じられるよう、各事業所に専門知識を有する専門相談員が配置されている。

【訪問介護】

居宅において介護を受ける要介護者に対して、介護福祉士等の訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。

訪問介護は、身体介護型、生活援助型の二類型であり、通院等のための乗車、降車の介助についても介護報酬項目とされている。

【訪問看護】

病気や障がいを持った人が居宅において療養生活をおくれるよう、看護師、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士により行われる療養上の世話、または必要な診療の補助をいう。

【訪問入浴介護】

介護を受ける要介護者の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

【訪問リハビリテーション】

居宅において介護を受ける要介護者に対して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

ま

【ミニデイサービス】

地域のボランティアグループ等が実施する、介護予防につながる「高齢者の通いの場」をいう。

や

【夜間対応型訪問介護】

居宅の要介護者について、夜間、定期的な巡回訪問により、または通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等の訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話のこと。

【養護老人ホーム】

65歳以上で、環境上の理由または経済的理由により居宅における生活が困難な方が入所される施設。

【有料老人ホーム】

老人を入居させ、介護の提供、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理のいずれかの供与を行う施設。

ら

【老老介護】 要介護者、介護者ともに高齢者で、老人が老人を介護すること。

新城市高齢者福祉計画

発行：新城市

編集：新城市 健康福祉部 福祉介護課

※計画書の実施主体（担当部署）については、平成29年度組織体制の
担当部署の名称で記載しています。

住所：〒441-1392

愛知県新城市字東入船6-1

TEL：0536-23-7688

FAX：0536-23-2002

発行年月：平成30年3月

ホームページ：<http://www.city.shinshiro.lg.jp/>
